

186
159

卷5

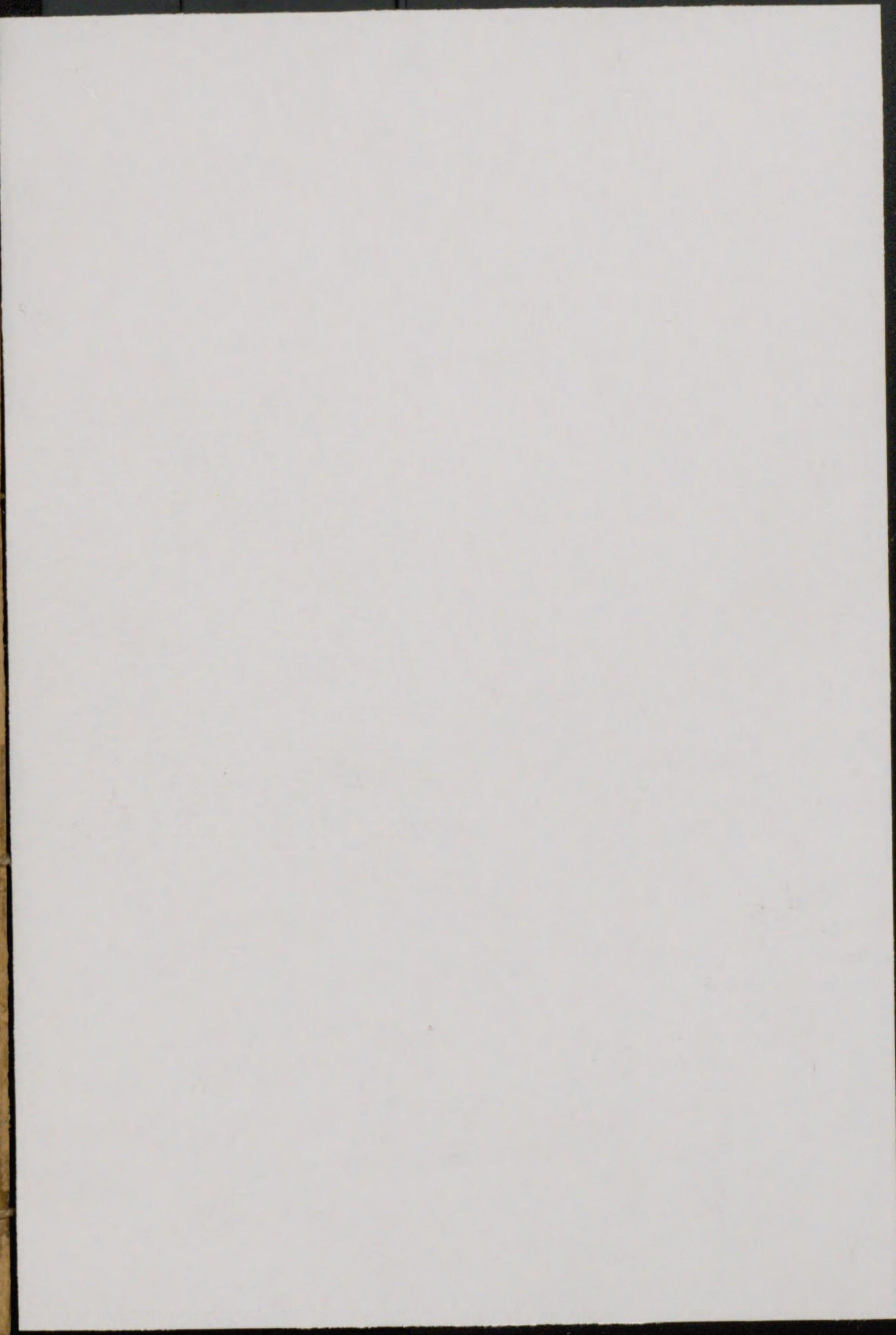
186-159



1200601257200

帝
國
書
館
藏

莫
五



萬葉集新考
卷五

井上通泰著

萬葉集新考

卷五



大正

13. 12. 22

寄贈

歌文珍書保存會



著者寄贈本

186-159

萬葉集新考卷五

歌のしをり

は△は長歌、歌の番号
國歌大觀による

雑歌

七九三 よのなかは

おほきみの△

七九五 いへにゆきて

はしきよし

くやしかも

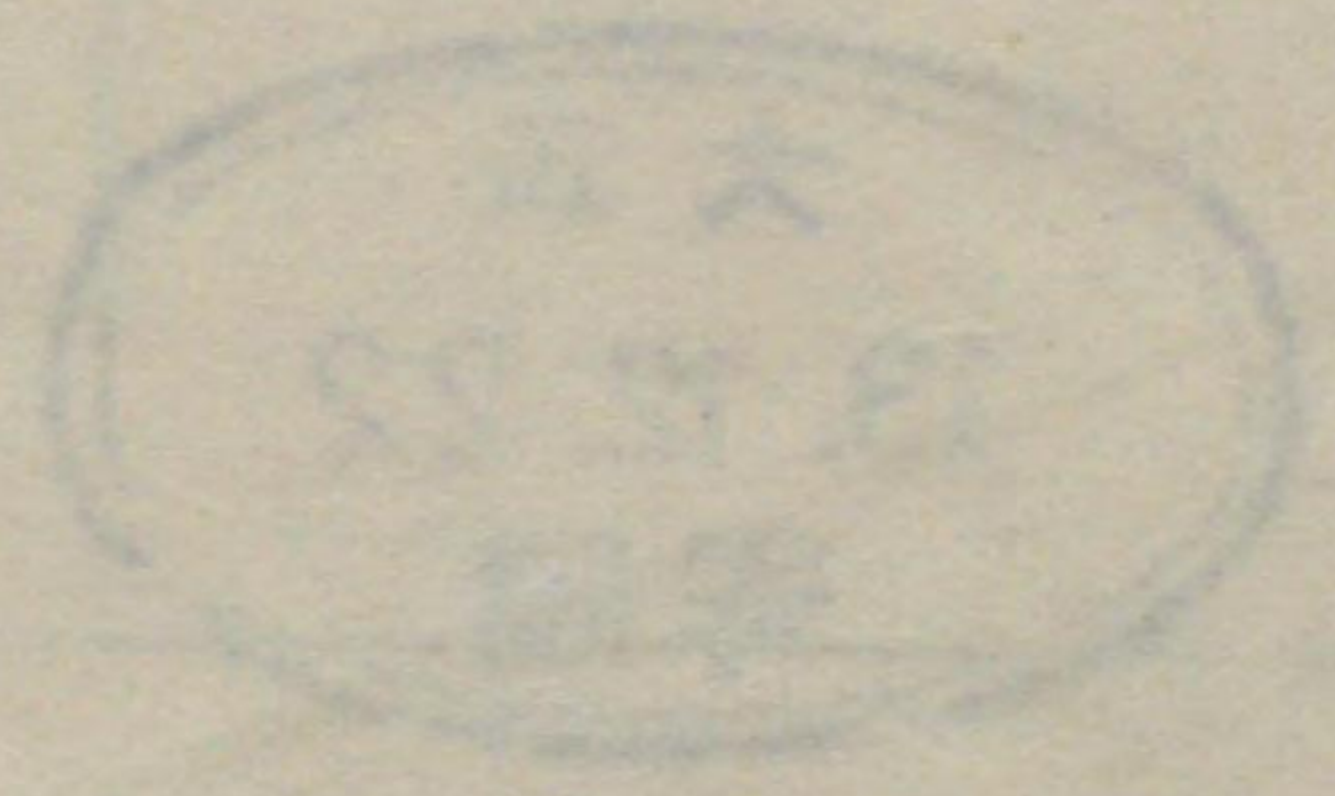
いもがみし

おほぬやま

八〇〇 ちとほとを△

ひさかたの

一 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九



うりはめば△
 しろがねも
 よのなかの△
 八〇五 ときはなす
 たつのまも
 うつつには
 たつのまを
 ただにあはず
 八一〇 いかにあらむ
 ことごはぬ
 ことごはぬ
 ことごはぬ
 かけまくは△
 あめつちの

一九
 二一
 二二
 三〇
 三二
 三三
 三四
 三六
 三七
 三八
 四〇
 四二
 四五

八二五 八二〇 八二五
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 わがそのに
 あをやなぎ
 よのなかは
 はるされば
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 八二五 八二〇 八二五
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 わがそのに
 あをやなぎ
 よのなかは
 はるされば
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな
 うめのはな

五三
 五五
 五五
 五六
 五六
 五七
 五七
 五九
 五九
 六一
 六二
 六二
 六二

八三〇

ひとごごに

うめのはな

よろづよに

はるなれば

うめのはな

としのはに

うめのはな

はるさらば

うめのはな

はるのぬに

うめのはな

はるののに

八四〇

はるやなぎ

六三

六三

六四

六五

六五

六五

六六

六六

六七

六七

六七

六七

八四五

うぐひすの

わがやどの

うめのはな

いもがへに

うぐひすの

かすみたつ

わがさかり

くもにとぶ

のこりたる

ゆきのいろを

わがやどに

うめのはな

あさりする

六七

六八

六八

六八

六九

六九

七〇

七一

七一

七二

七二

七四

八五五

たましまの

まつらがは

まつらなる

とほつひと

わかゆつる

はるされば

八六〇

まつらがは

まつらがは

ひとみなの

まつらがは

八六五

おくれゐて

きみをまつ

はろばろに

七六
七七

七七

七七

七八

八〇

八二

八三

八五

九一

九一

八七〇

きみがゆき

まつらがた

たらしひめ

もふかしも

とほつひと

やまのなと

よろづよに

うなばらの

ゆくふねを

あまどぶや

八八〇

ひと母禰の

いひつゝも

よろづよに

九一
九三

九七

〇一

〇二

〇三

〇三

〇四

〇四

〇四

〇八

〇九

八八〇 あまざかる

かくのみや

あがぬしの

おとにきよ

くにとほき

八八五 あさつゆの

うちびさす

たらち遅の

つねしらぬ

八九〇 いへにありて

八九〇 いでてゆきし

ひとよには

かせまじり

よのなかを
かみよより

八九五 おほどもの

なにはづに

たまきはる

なぐさむる

すべもなく

九〇〇 とみびとの

あらたへの

みなわなす

しづたまき

よのひどの

わかければ

一三〇

一三〇

一三六

一三七

一四四

一四四

一四九

一四九

一四九

一五〇

一五一

一五一

一五七

一一〇

一一一

一一一

一一二

一一二

一一三

一一四

一一九

一一九

一一一

一一一

一一三

九〇六 布施おきて

十

一五七

萬葉集新考卷五新製目錄

雜歌

太宰帥大伴卿報凶問歌一首并序

筑前守山上臣憶良悲傷死妻作詩一首并序

同日本挽歌一首并短歌

山上臣憶良令反感情歌一首并序及短歌

同思子等歌一首并序及短歌

同哀世間難住歌一首并序及短歌

或人報贈太宰帥大伴卿歌二首并書

附 太宰帥大伴卿贈或人歌二首

太宰帥大伴卿贈梧桐日本琴中衛大將藤原卿歌二首并書

中衛大將藤原卿報贈歌一首并書

頁

一

二

三

二

一九

二二

三一

三六

四〇

山上臣憶良詠鎮懷石歌一首并序及短歌

梅花歌三十二首并序

太宰帥大伴卿思故鄉歌二首

同追和梅花歌四首

同遊松浦河作歌八首并序

同擬後人追和歌三首

吉田連宜報贈太宰帥大伴卿歌四首并書

和梅花歌一首

和松浦仙媛歌一首

思君未盡重題二首

山上臣憶良和遊松浦河作歌三首并書

太宰帥大伴卿詠領布磨嶺歌一首

同擬後人最後人最々後人追和歌四首

四一

五三

六九

七一

七四

八〇

八四

九三

〇二

〇三

山上臣憶良書院餞酒日倭歌四首

同聊布私懷歌三首

三島王後追和松浦佐用嬪面歌一首

麻田連陽春爲大伴熊凝述其志歌二首

山上臣憶良和歌一首并序及短歌

同貧窮問答歌一首并短歌

同好去好來歌一首并短歌

同沉痾自哀文

同悲歎俗道假合卽離易去難留詩一首并序

同老身重病經年辛苦及思兒等歌一首并短歌

同戀男子名古日歌一首并短歌

一〇四

一一〇

一一二

一一二

一一三

一二三

一三〇

一三八

一四三

一四四

一五一

萬葉集新考卷五

井上通泰 著

雜歌

太宰帥大伴卿報^{コタラフ}凶問^ニ歌一首

禍故重疊、凶問累集、永懷^ニ崩心之悲、獨流^ニ斷腸之泣、但依^ニ兩君大助^ニ傾命纒繼耳、筆不^レ盡^レ言、古今所^レ嘆

よのなかはむなしきものとしるときしいよよますますかなしかりけり

神龜五年六月二十三日

太宰府にて妻を失ひし時人の吊ひしに答へたるなり。三卷なる神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思^ニ戀故人^ニ歌三首、同じく天平二

年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首、還入故郷家即作歌三首、八卷なる式部大輔堅魚朝臣歌一首、太宰帥大伴卿和歌一首と見合すべし

序なる両君は吊ひおこせし人なり。但誰とも知られず

初句の前に實際ニ當リテ、四句の前にふたたびヨノナカハといふ辭を補ひて聞くべし

○

盖聞四生起滅、方夢皆空、三界漂流、喻環不息、所以維摩大士在乎方丈、有懷染疾之患、釋迦能仁坐於雙林、無免泥洹之苦、故知二聖至極、不能拂力負之尋至、三千世界誰能逃黑闇之搜來、二鼠競走、而度目之鳥且飛、四蛇爭侵、而過隙之駒夕走、嗟乎痛哉、紅顏共三從長逝、素質與四德永滅、何圖偕老違於要期、獨飛生於半路、蘭室屏風徒張、斷腸之哀彌痛、枕頭明鏡空懸、染筠之淚

逾落、泉門一掩、無由再見、嗚呼哀哉

愛河波浪已先滅、苦海煩惱亦無結、從來厭離此穢土、本願託生彼淨刹

日本挽歌一首

大王オホキミの とほの朝廷カミドと (しらぬひ) 筑紫國に (なく子なす) し
たひきまして いきだにも いまだやすめず 年月も 伊摩イモ他タ
あらねば こころゆも おもはぬあひだに うちなびき こや
しぬれ いはむすべ せむすべしらに 石木イシキをも 刀ユ比ヒさけし
らす いへならば かたちはあらむを うらめしき いものみ
ことの あれをばも いかにせよとか (にほ鳥の) ふたりなら
びる かたらひし こころそむきて いへさかりいます

反歌の後に筑前國守山上憶良上とあれば前なる詩も此長歌も共に憶良の作なり。さて之を日本挽歌といへるは前なる詩

に對して云へるなり。トホノミカドは三卷にオホキミノトホノミカドトアリガヨフ島門ヲミレバ神世シオモホユとあり。遠國の朝廷といふことにて即太宰府なり。ミカドトのトはトシテなり。○イキダニモイマダヤスメズは到りて閒の無き事を極端にいへるなり。十七卷なる家持の長歌にもイキダニモイマダヤスメズ年月モイクラモアラヌニとあり。○伊摩他アラネバのアラネバはアラヌニなり。雅澄はイマダアラネバにては言足らずとして故案ふにもとは伊久陀毛とありしなるべきを上伊摩陀ヤスメズの伊摩陀に見まがへて寫誤れるなるべし。と云へり。此説よろし。イクダモはイクバクモなり。○ココロユモオモハヌアヒダニは略解に『心ヨリモ也。オモヒカケズの意也』といひ古義に『從心モなり。心ノ裏ヨリモといはむが如し』と

ありて兩者の説一致せず。案ずるにココロユのユはニにかよふユにてココロユオモフはココロニオモフといふ事なり。漢文に窃惟といふ義なり。ココロノウチヨリ思フといふ意にあらず。さればココロユオモハズはオモヒモカケズといふ意に落つるなり(四卷一〇頁及一一三頁参照)○ウチナビキは横になるをいふ。コヤシヌレと五言なるは調よろしからず。略解には『レの下バの字おちたるなるべし』といへれど古義に云へる如く古格にてはかゝる處にバの言をいはず。おそらくはコヤシヌレの上にヤミなどいふ語のおちたるならむ。さてコヤヌは臥すことなればヤミコヤシヌレは病臥シヌレバにて死ぬる事にはあらず。死ぬる事はあらはに云はで言外に匂はしたるなり。○イハキラモ刀比サケシラズは宣長は『トヒサケはことごとひて思をはらしやる意なるべし』といへれどげにとは

おぼえず。刀比は由伎などの誤にて妻を失ひし悲に魂うせて道の岩木をも行き避くる事を知らずといふ意なるべし。此句の次にイヘナラバ云々とあるを思へば此歌は送葬の時に作れるなり。○イヘナラバカタチハアラムヲは宣長の説に『葬せずしてあらばせめて屍なりともあらむにといふ也』といへり。○ココロソムキテは心カハリテなり。古義に心ヲ背キテと譯したれどソムクは自動詞なればヲを略したるにあらず。略解には世ヲソムクといふに同じといへれど世ヲソムクのヲはかの道ヲユク、川ヲ流ルなどの類にてヨリのヲなればそを例としてココロヲソムクとは云ふべからず。○イヘサカリイマスは葬らるゝをいふ。イマスは契沖の説の如く行の敬語なり。雅澄は居の敬語とせり。もし居の敬語とせば此歌は墓まうでのをりの作とせざるべからず。然るに雅澄は反歌の第一首の

六
ゆけ

註に『葬送に行てかへるほどよめるなるべし』といひて其言矛盾せり

反歌

いへにゆきていかにかあがせむ(まくらづく)つまやさぶしくおもほゆべしも
ツマヤは閨、サブシクはサビシクなり。略解に『葬送て歸るをりの歌なり』といへる、よろし
はしきよしかくのみからにしたひこしいもがこゝろのすべもすべなさ
ハシキヨシはカハユキにて妹にかゝれり。カクノミカラニはこゝにてはカクハカナキ契ナルニとなり(二卷八六頁参照)。スベモスベナサはイハムスベナサといふ意にて辭を重ねたるは意を強めたるなり。略解古義共にセムスベナサと譯せるは

非なり
くやしかもかくしらませば(あをによしくぬちことごとみせま
しものを
クヤシカモはクヤシキカモにおなじ。三卷(九二頁)にもコゴシ
カモとあり。カクの下にトの言おちたりとおぼゆ。即カクトシ
ラマセバとあるべし。アラニヨシは契沖、真淵、雅澄は寧樂の換
語とし久老はアナニヤシと同意として『妹ノ切ニ思ヘル筑紫
國といふ意にてクヌチに冠らせしにや』と云へり(久老の説は
槻の落葉卷三別記に見えたり。略解には久老の説を引き誤れ
り。案ずるに筑紫にてみまかりしに故郷なる寧樂の國內をこ
とごとく見せましものをとはいふべきにあらず。さればクヌ
チは筑紫の國內なり。更に思ふに今コチルといふ語の古形ク
ヌにて今は青^{アヲ}土^ニヲクヌと加れるにあらざるか(例は紀國の

枕辭に麻裳ヨシ着とかゝれる)
いもがみしあふちのはなはちりぬべしわがなくなみだいまだ
ひなくに
略解に『奈良の家のあふちをよめるなるべし』といへるは第一
首なるイヘニユキテの家を筑紫の館なりといへると矛盾せ
り。古義に云へる如く國府にて見しあふちなる事論なし。ミシ
はメデシなり
大野山きりたちわたるわがなげくおきそのかせにきりたちわ
たる

神龜五年七月二十一日筑前國守山上憶良上
オキソはタメイキなり。カゼは氣なり。此歌と六卷なるヲノコ
ヤモ空シカルベキ萬代ニカタヲツグベキ名ハタテズシテと
いふ歌とを見れば憶良は寧樂時代の歌人の中にても殊にを

をしきさがなりけむ。其事蹟のくはしく傳はらず其歌の多く
 残らざるは惜しとも惜しき事にこそ
 或人の説に右の長歌及短歌は憶良が旅人の妻の死を悲しみ
 て作れるなりといへり。げに憶良は旅人の部下なる上共に太
 宰府にありしなれば旅人の妻のうせし時追悼の歌を作りて
 旅人に贈らむはあるべき事なり。されど此歌はそれにはあら
 でなほおのが妻のうせしを悼めるなり。或人は歌中に慕ヒ來
 マシテ、家サカリイマスなどあるをおのが妻のうせしを悼め
 る歌にあらざる第一の證としたれど二卷なる柿本朝臣人麿
 妻死之後泣血哀慟作歌にもアサタチ伊麻之豆入日ナスカク
 リニシカバ又或本歌に灰ニテ座者とあり三卷なる大伴宿禰
 家持悲傷亡妾作歌にも家サカリ伊麻須ワギモヲとあれば或
 人の説は立ちがたし。進みて旅人の妻を吊へる歌にあらざる

證を擧げむにまづ旅人の妻の死は契沖のいへる如く春夏の
 間とおぼゆるに同じ太宰府に住める憶良が七月二十一日に
 至りて始めて吊歌を贈るべきにあらず。次にアレヲバモイカ
 ニセヨトカといひ家ニユキテイカニカアガセムといひ妹ガ
 ミシアフチノ花ハチリヌベシワガナク涙イマダヒナクニと
 いへる豈人の妻の死を悼める調ならむや。次にシラスヒ筑紫
 ノ國ニ、ナク子ナスシタヒ來マシテ、息ダニモイマダ休メズ、年
 月モイクダモアラネバとあればうせし人は夫と共に下らで
 夫の跡より下りしなり。然るに三卷なる天平二年庚午冬十二
 月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌に
 妹とこしみぬめの埼をかへるさに獨し見ればなみだぐま
 しも
 ゆくさにはふたりわが見し此埼を獨すぐればこゝろがな

しも
とありて(本書三卷二四七頁参照)旅人の妻大伴郎女は夫と共に筑紫に下りしなり。さればナク兒ナスシタヒ來マシテとある人は旅人の妻にあらず。従ひて此日本挽歌は詩と共に舊説の如く憶良が其妻の喪を悲しみし作とすべし

令反感情歌一首并序

或有人、知敬父母、忘於侍養、不顧妻子、輕於脱履、自稱畏俗先生、意氣雖揚青雲之上、身體猶在塵俗之中、未驗修行得道之聖、蓋是亡命山澤之民、所以指示三綱、更開五教、遺之以歌、令反其惑、

歌曰

父母をみればたふとし 妻子みればめぐしうつくしよの
なかはかくぞことわり (もちごりの) かからはしもよゆく
へしらねば

うけぐつをぬぎつるごとく ふみぬぎてゆくちふひとは
いはきよりなりでしひとかなが名のらさね
あめへゆかばながまにまに つちならば大王オホキミいますこの
てらす日月のしたはあまぐものむかふすきはみたにぐ
くのさわたるきはみきこしをすくにのまほらぞかにか
くにほしきまにまにしかにはあらじか

忘於侍養の忘は怠の誤にあらざるか。畏俗の畏は疑はくは異の誤かと契沖いへり。歌に漢文の序を加ふことはおそらくは憶良より始まりしにて旅人以下は之に倣ひしならむ。佛老に惑溺して五倫に戻れる輩を誡めたる歌なり。メグシもウツクシも共にカハユシなり。メグシといふ形容詞のまなるは今の耳にうとけれど之を名詞としたるは即メグミなり。○一本にウツクシの次に

道路得奴 兄弟親族 道路得奴 老見幼見 朋友之 言問交
之

の六句二十三字あれど外の假字書なると書様異なる上に次
どのつゞきもわろければ撥入として削り去るべし(おそらく
は撰定以前の稿中にありし辭句ならむ)○カクゾコトワリは
カクアルゾコトワリナルとなり。今ならばカクアルゾといふ
べきをカクゾといへるはカクアルユエニをカクユエニとい
ふ類なり(三卷七十二頁参照)○モチドリは鳥もちにかゝれる
鳥にてカカラハシの枕なり○カカラハシはワヅラハシとい
ふ意、モヨは助辭○ユクヘシラネバは古今集雜下なるアフ坂
ノアラシノ風ハサムケレドユクヘシラネバワビツツゾヌル
のユクヘシラネバと同じ。避行ク方ヲシラネバといふ意にて
その上にシカシといふ辭その下にイカニセムといふ辭を加

へて心得べし。イカニセムなどいふことを略したるはあまり
なる省き方なれど結尾にカニカクニホシキマニマニといひ
さしたると同格にてわざこの事なり○契沖は「ユクヘシラネ
バ若此上に一句五字のおちたるか」といひ雅澄はハヤカハノ
といふ五言を補ひたり。案ずるに此長歌は三段より成れる異
体の長歌なり。即ユクヘシラネバまでが一段ナガ名ノラサネ
までが一段アメヘユカバ以下が一段にて各段の末に七言の
句を重ねたるなり。さればユクヘシラネバの上に脱句あるに
あらず
ウケグツは孔のあきたる沓○ヌギツルゴトクは宣長「ヌギウ
ツルゴトクなり。辭のツルにてはかなはず」といへり。ウツルは
棄ツルの古語なり○ユクチフは出家ストイフといふ意○ナ
リデシは生レ出デシなり

アメヘユカバ云々はモシ天上ニ昇ルナラバ汝ノホシキママ
 ニスベシといふ意○ツチナラバは此土ニ居ルナラバ天皇ノ
 イマセバ汝ガホシキママニハスベカラズといふことを省き
 いへるなり○コノは日月にかゝれり。古義に『此照す日月を云
 時にはヒツキといひ年月日時を云時の日月はツキヒといひ
 て分てりとおぼえたり』と云へる、よろし○アマグモノ以下四
 句は祝詞の熟辭に據れるにて遙ナル果マデモ山澤ノ隅々マ
 デモといふ意なり。谷グクはヒキガヘルなり○キコシヲスは
 天皇ノシロシメスとなり。クニノマホラは元來國の中央とい
 ふことなれどこゝは廣義につかひたるにて支那人がおのが
 國を中國といふそれと同意なり○カニカクニは彼ノ是ノト
 といふ意○結尾を略解には『欲するまゝにさはあるまじきこ
 とにてはなきかといふなり』といひ古義には『然欲き隨にはあ

るまじき事かとなり』といひてホシキママニシカニハアラ
 ジカを續けて釋けり。案ずるにアラジカは近世の人は多くは
 アルマイカ、アラウの意に用ふれど(古事記傳にはあまたたび
 此語を用ひたるうちただ一箇處のみ四十三卷丁アラウの意に用
 ひたり)いにしへはアルマイカ、アルマイの意に用ひたり。アル
 マイの意に(即近世人の用ふるとはうらうへに)用ひたるまさ
 しき例は續日本紀第十三詔に盧舍那佛ルサナを作らせ給ふ事をの
 たまへる處に
 衆人モロビトは不成ナラジかと疑ひ朕ワレは金少クガチスクナけむと念憂オモホシウレヒつゝ在に
 とある又本集四卷(一〇八頁)に
 八百日ヤホカゆく濱のまなごもわが戀に豈不益マサラジ歟カおきつ島もり
 とあるなどなり(アニマサラジカはオソラクハマサルマイと
 いふこと)次にシカニハは今いふサウデハなり。さればシカニ

ハアラジカはサウデハアルマイといふことなればホシキマニマニに續けては聞くべからず。ホシキマニマニの下にイカデセムといふ辭を省き物ノコトワリサウデハアルマイといふことをシカニハアラジカといひて上なる世ノ中ハカクゾコトワリとむかはせたるなり。○略解に
 おのれひとり高ぶり家をはなれてみづから某先生と稱てゐたる人に示されたるなり
 といへれどこはまことに異俗先生など稱せる人ありしにあらず。當時往々さる類の人ありしかば異俗先生といふ人を設けてそれにおくれる歌に擬して廣く世人を誡めたるなり。或一人に贈りしにあらざることユクチフ人ハといへる句の調を味ひて知るべし。考に妻のうせし時の歌として『自の惑をはるけし歌なり』といへるはいみじき僻見なり

反歌

ひさかたのあまちはとほしなほなほにいへにかへりてなりをしまさ爾子
 アマヂは天に上る路、初二は天ハ遠クシテ登ルベカラズの意、ナホナホニは尋常ニなり世間並ニなり。ナリは家業なり。爾は禰の誤ならむ。シマサ子ハシマセにてなほ汝ガ名ノラセをナガ名ノラサネといへる如し

思子等二歌一首并序
 釋迦如來金口正說、等思シ衆生シ如ラ羅ゴ喉ラ、又說、愛無過レ子、至極大聖尙有二愛レ子之心、況乎世間蒼生誰不レ愛レ子乎
 うりはめばこどもおもほゆくりはめばましてしぬばゆいづくよりいたりしものぞまなかひにもとなかふりてやすいしなさぬ

考に『都にとどめたる子を筑前の國にておもふなり』といへる如し○代匠記に陶淵明責子詩に通子重九齡但覓梨與栗とあるを引けり。げに此詩に據りて梨を瓜にかへたるなり○イヅクヨリキタリシモノゾは代匠記に二説を出だして宿世の因縁に依て親となり子となるとは聞けど宿命、智なければ知られぬ故なり。又故郷に留めたる子ども夢に見え面影に立を云歟

といへり。前説に従ふべし○マナカヒは略解に眼之間なりといへる如し○ヤスイシのシは助辭、ヤスイは安眠、ナサヌはナスのはたらけるにてネシメヌなり。ナスはヌを敬語にナスといふ(古事記沼河日賣の歌にモモナガニ、イハ那佐牟ヲまた須勢理毘賣命の御歌にモモナガニ、イヲシ那世とあるナサム、ナセの如く)と格同じくして意異なり。古義に『ナはネサの縮りた

る言なり』といへるは非なり。さてはナセヌといはざるべからず

反歌

銀シロガチも金クガチも玉もなにせむにまされるたからこにしかめやも

金をクガネとよむは古語なり○ナニセムニはナニセムといふとは異にて何ノ爲ニ、イカニセム爲ニなどいふ意なり。例は四卷にコヒシナムソレモオナジゾナニセム奈何爲二人目ヒトゴトコチタミワガセム又十六卷に何爲牟爾ワヲメスラメヤとあり。此等の例によれば今の歌は三句の下にタカラトセムなどいふ辭を省きたるなり。古義にナニ故ニと譯せるは當らず。マサレルタカラの下にモを補ひて心得べし。マサレル寶は結構ナル寶といふ事にて即金銀珠玉の類なり。憶良が此歌を作りしより二十年餘を経て天平二十一年に年號を(感寶と改め更に)

勝寶と改められしもマサレルタカラといふ義にて此年二月に陸奥國より始めて黄金を奉りしによりてかくは名づけられしなり

哀二世間難住歌一首并序

易集難排八大辛苦、難遂易盡百年賞樂、古人所歎、今亦及之、所以因作一章之歌、以撥二毛之歎、其歌曰

世間のすべなきものは 年月は ながるゝごとし とりつづき おひくるものは ももくさに せめよりきたる
スベナキモノハ年月ハとはスベナキモノハ年月ニテソノ年月ハとなり○トリツヅキはウチツヅキなりと契沖いへり○オヒクルは契沖追來と生來と二説を擧げて前の方なるべしといへり。なほ考ふべし○以上一篇の大意なる事契沖のいへる如し

をどめらが をどめさびすと からたまを たもとにまかし
シロタヘノ 袖フリカハシ クレナ井ノ アカモソソビキよ
ちこらと 手たづさはりて あそびけむ ときのさかりを
ど尾かね すぐしやりつれ (みなわた) かぐろきかみにい
つのまか しのものふりけむ くれなるの 一云にの おもてのうへ
に いづくゆか しわかきたりし 一云つねなりし 原まひまよびき な
みはかくの みならず

ヲトメサビは古義に云へる如く若き女のだてをする事なり
○本朝月令といふ逸書より諸書に引きて天武天皇の御製と
も天女の作とも傳へたるヲトメドモヲトメサビスモカラタ
マヲタモトニマキテヲトメサビスモといふ歌は今の歌の四
句を取りて第二句を返して一首となしたるものなるべしと
契沖いへり○カラタマは韓玉なり。タモトはこゝにては衣の

袂にはあらで手ノモト即手頸なり○タモトニマカシの次に一本にシロタヘノ云々の四句あり○ヨチコラは仙覺抄に同じ程の子等といふ意なりといへり。手タヅサハリテは手ヲヒキアヒテなり○トキノサカリは盛の時なり。トト尾の尾果してミとよむべくはトドムはいにしへ四段にはたらしきしなり。但字音辨證(上卷三二頁)には

古本ごもにメとよめるに従ふべし。尾をメと呼は同轉の肥にべ穢にエの音あると同例なり云々

といへり○ヤリツレのツレは後世のツルニなり○カグロキのカは添辭なり。二卷なる長歌(五六頁)にもカアヲナルタマ藻オキツ藻とあり○一本のニノホナスのニは赤土、ホは色澤○シワカキタリシのカキは添辭。タリシは自動詞なればシワガと心得べくシワヲと心得べからず○ミナノワタ以下八句一

本に

つねなりし 忍まひまよびき (さくはなの) うつろひにけり
よのなかは かくのみならず
とあり。こゝは第二段のどちめなるが第三段のどちめに
たつかづる こしにたがねて かくゆけば 人にいとほえ
かくゆけば 人にくまえ 意余斯遠波 かくのみならず
とあるに對したれば一云の方を採るべし。おそらくは作者の
改作ならむ。さてマヨビキは眉の恰好にてツネナリシエマヒ
マヨビキは平生艶麗ナリシ容貌といふ程の事なり。カクノミ
ナラシのノミはカクを強むる辭なり。三卷なる安積皇子薨之
時家持作歌に

いくぢ山、木立のしげに、さく花も、うつろひにけり、世のなか
は、かくのみならず、つねなりし、忍まひふるまひ、いや日

けに、かはらふみれば、かなしきろかも
とあるは右の一節を學べるなり○以上若き女の忽に老ゆる
を云へり

ますらをの をとこさびすと つるきだち こしにとりはき
さつゆみを たにぎりもちて あかごまに しづくらうちお
きはひのりて あそびあるきし よのなかや つねにありけ
る をとめらが さなすいたごを おしひらき いたどりより
て またまでの たまでさしかへ さねしよの いくだもあら
ねば たつかづる こしにたがねて 可久ゆけば ひとにいと
はえ 可久ゆけば ひとにくま延 意余新遠波 かくのみな
らし (たまきはる) いのちをしげご せむすべもなし
サツユミは狩獵に用ふる弓なり。シヅクラは契沖の説に『倭文
を以てまつひたる鞍を倭文鞍といふ歟』といへり○ハヒノリ

テを契沖の『匈騎なり。よくも得のらぬ意なり』といへるは非な
り。ハヒノルはハヒノボルなり。ノルは乗行く事にあらず○略
解に『アソビアルキシこゝは句なり』といへるはわろし。アソビ
アルキシ世ノ中ヤとつづけるなり。ヤはヤハなり。遊ビアルキ
シハヒト時ニテ其世ハアハレ常ナラズといへるなり○サナ
スイタドヲは古事記八千矛神の御歌にヲトメノ、ナスヤイタ
ドヲ、オソブラヒ、ワガタタセラバとありて傳十一卷(全集第一
の六〇〇頁)に『ナスヤイタドヲは鳴ス板戸ヲなり。ナスはナラ
スにて即戸をさすことを然言りと聞ゆ』とあり。之に従ふべし。
サナスのサは添辭なり。雅澄がサナスはサシナラスなりとい
へるはいかが。サシはサと省くべからず○イタドリヨリテは
代匠記に『伊は發語の詞。タドリヨリテなり』といへり○マタマ
デノタマデサシカへは沼河日賣の歌に(須勢理比賣命の御歌

にも真玉手玉手サシマキとあるによれるなり。但サシカへは
 カハシ、サシマキは枕にする事にてすこし異なり。サシは添辭
 ○イクダモアラネバはイクバクモアラヌニなり。タツカヅエ
 は契沖の『手に握る杖と云意也』といへる如し○タガネテは契
 沖、千蔭、雅澄共に東ネテの意とせり。案ずるにタガネテのタは
 添辭にてカネテはこゝにては添へテの意にあらざるか○初
 の可久の久を古義に衍字とせり。げにかゝる處は一つはカと
 いひ一つはカクといふが例なれど續紀第六詔に
 加久や答賜はむ加久や答賜はむと
 とあれば二つ共にカクともいひしなり○意余斯遠波は契沖
 は
 ヲは助語にてシとソと通すればオヨソハなり
 といひ雅澄は

凡者なり。シヲの約ソなればオヨシヲはオヨソといふに同
 じ

といへり。ヲを助辭とする説もソを延べてシヲといへりとす
 る説も共に穩ならず。案ずるに第二段の末にヨノナカハカク
 ノミナラシとあるとこゝに意余斯遠波カクノミナラシとあ
 るとを合せ思ふにまづ波はテニヲハなり。さてオヨシヲはヨ
 ノナカに對する語なれば名詞ならざるべからず。然るにオヨ
 シヲといふ名詞ある事なければ意余斯遠は意保斯余などの
 誤字なるべくおぼゆ。そのオホシヨも例は見及ばねどヨは世、
 オホシはオホシ、オホシキとはたらく語にて大、汎などいふ意
 なれば後世大カタノ世などいふことをいにしへオホシ世と
 いひしにあらざるか。意余斯遠波の前なるヒトニニクマ延^エの
 延は由とある方穩なるに似たり○カクノミナラシといふ句

にて第三段をどぢめたるにて以上壯なる男の忽老ゆるをいへり○タマキハル、イノチヲシケド、セムスベモナシの三句は男女双方にかゝりて一篇の収束なり

反歌

ときはなすかくしもがもとおもへどもよのことなればとぞ尾かねつも

神龜五年七月二十一日於嘉摩郡撰定筑前國守山上憶良トキハナスは枕辭にあらず。トキハニといふに同じ。七卷にもトキハナスワレハ通ハム萬代マデニとあり。カクシモガモはカクワカク盛ニテアレカシとなり。ヨノコトナレバは三卷(二七九頁)にもウツセミノ世ノコトナレバヨソニ見シ山ヲヤ今ハヨスガト思ハムとあり。世ノ習ナレバといふことなり。トドミカネツモは何をどぞめかぬるにか分らず。反歌なればこそ

よけれ獨立の短歌ならば辭足らずと云はれむ。否反歌の獨立の短歌と異なる點はこゝにあり。反歌は長歌と連ね見て意通ずれば可なるものなり

以上長歌反歌各三首、神龜五年七月二十一日於嘉摩郡撰定とあるは此日に作りしにはあらず。はやく作りて草稿のまゝなりしを此日に簡^{シラ}び定めしなり。前なる詩及日本挽歌と同じ日附なれば共に大伴旅人に見せしにかとも思へどこれには名の下に上の字なければ彼詩歌を旅人に見すべく簡^{シラ}び定むるついでに此歌どもも簡^{シラ}び定めしならむ。嘉摩郡は筑前の内なり。但國府のある處にあらず。國府は御笠郡にありて別の處なり

○

伏辱來書具承芳旨、忽成隔漢之戀、復傷抱梁之意、唯羨去留無

恙、遂待_二披雲_一耳

歌詞兩首 太宰卿

たつの馬もいまもえてしが(あをによし)奈良のみやこにゆきて
こむため
うつつにはあふよしもなし(ぬばたまの)よるのいめにをつぎて
みえこそ

答歌二首

たつのまをあれはもどめむ(あをによし)奈良のみやこにこむひ
との多_タ仁_ニ
ただにあはずあらくもおほ久_シ(しきたへの)まくらさらずていめ
にしみえむ

略解に

是は大伴旅人卿より京に在人の許へ歌を贈られし時京の

人の答の歌と書牘なるを旅人卿よりの贈歌をも後に一つ
なみに書記せしもの也。末に淡等と有は則旅人卿の事にて
、、タビトとよむべし云々

といひ古義に

此書牘は必此間(○贈歌と答歌との)にあるべきを舊本には
いたくみだれたり。その故はまづ初二首は旅人卿より都の
朋友の許へ贈られし歌なり。さてそれに書牘も有つらむを
そは漏たるなり。かくてその旅人卿の書牘并歌詞に答へら
れて京の人の此書牘と次の答歌とある二首とを旅人卿の
許へ贈られけるものなり。さて上に大伴淡等謹状とあるも
○アルベキモの意か(舊本にはみだれしこと前に云る如し
といへり。答歌の次なる大伴旅人謹状の六字は次なる日本琴
の歌に屬せるなり

書牘中の美の字は冀の誤かと契沖いへり

たつの馬も今もえてしがあをによしならのみや

タツノマは龍馬にて理想の駿馬なり。ただに駿馬を云ふには

あらず。考に『こゝにタツノマとは只良馬をいふのみ』と云へる

は非なりにねばたまのよるのいめ

うつつにはあふよしもなしをたつぎてみえこそ

イメニヲのヲは助辭にて露霜ニヌレテヲユカム、タチトマリ

見テヲワタラムなどのヲと同類なり。ツギテミエコソは絶エ

ズ見エヨカシなりあをによしならのみや

たつのまをあれはもとめむあをによしならのみや

多仁は一本に多米とあれば誤字かともおもはるれどタメニ

をタニといへる、外にも例あり。即續紀第十三詔にカド國家まもるが多仁

波すぐれたりときこしめして云々

とありて宣長(全集第五の二五〇頁)は

多仁波はタメニハなり。萬葉五に云々。佛足石歌にはノリノ

多能ヨスガトナレリとある多能はタメノなり

といへり。佛足石歌には又比△乃多爾といふ句あり。このタニ

もタメニならむ。さればいにしへタメを單にタといひ従ひて

タメニをタニ、タメノをタノといひきとおぼゆ。契沖は

多仁はタメニと云略語なり。第十四にもあり。今の世は賤し

き者のみ云詞となれり

といへり。略語といへるはいかが。賤シキ者ノミ云詞といへる

は山川正宣の佛足石和歌集解に類林に『今俗にもタニナル物

と云は爲ニナルモノなり』とあるを引き古義に膝栗毛にワシ

ガタニヤア命ノ親ダとあるを引ける類にや

ただにあはずあらくもおほ久すきたへのまくらさら

宣長はオホ久の久は之の誤ならむといへり。さてそのオホシを古義に多シの義として直ニ相見ル事ハ叶ハズシテ戀シク思ヒテ經渡ル年月多シと釋したれどオホホシの同語なるか又は於保々之とありしを於保久と寫し誤れるにてもあるべし。オホホシは心の晴れざるをいふ。マクラサラズテイメニシミエムは君ノ枕ヲ離レズ始終君ノ夢ニ見エムとなり

大伴淡等謹狀

梧桐日本琴一面對馬結石山孫枝

此琴夢化娘子曰、余託根遙島之崇巒、晞幹九陽之休光、長帶煙霞道遙山川之阿、遠望風波出入雁木之間、唯恐百年之後空朽、溝壑、偶遭良匠散爲小琴、不願質龜音少、恒希君子左琴、即歌曰

いかにあらむ日るときにかもこゑしらむひとのひざのへわがまくらかむ

僕報詩詠曰

ことごはぬ樹には安里等母うるはしききみが手なれのことにしあるべし

琴娘子答曰、敬奉德音、幸甚幸甚、片時覺、即感於夢言、慨然不得默止、故附公使、聊以進御耳謹狀不具

天平元年十月七日附使進上

謹通中衛高明閣下謹空

大伴旅人が日本琴一面を中衛大將藤原房前に贈りし時の書牘及歌なり。淡等は旅人を唐めかして書けるにて當時には例ある事なり。なほタビトとよむべし。報詩詠曰とあるは詩ニ報へテ詠ジテイハクとよむべし。遊仙窟に報余詩曰、五嫂即報詩

曰、十娘報詩曰などあり

いかにあらむ日のときにかものへわがまくらかむひざ

琴の娘子に化してよみしに擬せるにて實は旅人の作なる事

論なし。初二はイツカといふこと、コエシラムは伯牙鍾子期の

故事なり。マクラクは枕とする事。古義に『イカデハヤク君子ノ

手ニ觸マホシとなり』といへる如し

ことごはぬ樹には安里等母うるはしききみか手な

夢中にて琴娘子に答へしに擬せるなり。コトドハヌはモノイ

ハヌなり。ウルハシは性質にいへるなり。温雅といふ程の意な

り。キミノは第三者をいへるなれば正しくはヒトノといふべ

きなれど人に贈る歌にはかやうにも云ひしなり。古今集春下

貫之の歌に一目ミシ君モヤクルトサクラ花ケフハマチ見テ

チラバチラナムとあり。これも正しくは人モヤとあるべきな

り(三卷二〇四頁参照)琴ニのニは後世のトにてシは助辭なれ

ば琴ニシアルベシは琴タルベシとなり。案ずるに二句のアリ

トモは結句のアルベシと照應せる如くにて實は照應せず。木

デハアルガといふべき處にて木デハアツテモといふべき處

にあらざればなり。さればもと樹爾波安禮等母とありしを答

歌にキニモアリトモとあるにまがへて樹爾波安里等母と傳

へ誤り又は寫し誤れるにあらざるか(等はドにも當てたり。た

とへば下なる梅花歌三十二首中の第十四首と第二十二首と

に阿蘇倍等母と書けり)

因にいふ。伊勢物語、古今集などに見えたるかの見ズモアラ

ズ見モセヌ人ノコヒシクハアヤナクケフヤナガメクラサ

ムといふ歌もコヒシクハとナガメクラサムとよく照應せ

る如く見ゆれば從來疑を挿みし人なきやうなれどこゝは

コヒシキニといふべき處にてコヒシカラバといふべき處
にあらねば(格のみを知りて調を知らざる人はかくいふと
もなほ悟らざるべし)今の如くコヒシクハとありては中々
に結句と照應せず。こはもとコヒシクニとありしをクニと
いふ辭に耳馴れざる世となりてニをハの誤としてさかし
らに改めたるなり。クニといふ辭を用ひたる例は本集卷一
(新考一二四頁)にミヨシ野ノ山ノアラシノ寒久爾ハタヤコ
ヨヒモワガヒトリネムとあり。業平の歌はやがてこのミヨ
シ野ノといふ歌の格を學べるなり

○

跪承芳音嘉懽交深、乃知龍門之恩復厚蓬身之上、戀望殊念、常
心百倍、謹和白雲之什、以奏野鄙之歌、房前謹狀
ことごはぬきにもありともわがせこがたなれのみことつちに

おかめやも

十一月八日附還使大監

謹通尊門記室

キニハといはでキニモといへるはノタマフ如ク言ドハヌ木
ニモアルベシ、サリトモといふ意にていへるなり

○

筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石、大者長一尺二
寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一
尺八寸、重十六斤十兩、並皆橢圓、狀如鷄子、其美好者不可勝論、
所謂徑尺璧是也、或云此二石者肥前國彼杵
郡平敷之石當占而取之去深江驛家二十許里、
近在路頭、公私往來莫不下馬跪拜、古老相傳曰、往者息長足日
女命征討新羅國之時、用茲兩石、挿著御袖之中、以爲鎮懷、實是御
裳中矣
所以行人敬拜此石、即作歌曰

かけまくはあやにかしこし たらしひめ かみのみこと かくらくにをむけたひらげて みこころをしづめたまふと いらして いはひたまひし またまなす ふたつのいしを 世に しめしたまひて よろづよに いひつぐがねと わたのそこ おきつふかえの うなかみの こふのはらに みてづから おかしたまひて かむながら かむさびいます くしみたま いまのを つくに たふときろかも

筑前國怡土郡深江村子負原なる二靈石をよめるなり。相傳ふ神功皇后三韓征伐の時産期に近づきしかば占によりて肥前國彼杵郡平敷にありし此石を取りて御身に附けたまひて産期を延べたまひ凱旋の時此原に到りて應神天皇を生みたまひしなりと。石の名は筑前國風土記(釋日本紀卷十一所引)に時人號其石曰皇子産石今訛謂兒饗石とあり(野を子負原とも兒

饗野ともいふは此石あるによれるなり。後世專鎮懐石と稱するは此序の中に以爲鎮懐とあると歌にミココロヲ、シヅメタマフト、イトラシテ、イハヒタマヒシ、マタマナス、フタツノイシヲとあるとに基づけるなり
 カケマクハはカケムコトハにて口ニカケテ申サムコトハとなり。アヤニはイミジクなり。タラシヒメは息長足姫オキナガタラシの略にて神功皇后の御事○ムケタヒラゲテは征服シテなり。こゝにて切りて句を隔てゝマタマナスフタツノ石ヲへつゞけて心得べし。即ミココロヲの上にコレヨリ先ニといふことを補ひて聞くべし○ミココロは御腹なり。古事記には即爲鎮御腹取石以纏御裳之腰とあり。イトラシテのイは添辭。イハヒタマヒシは大切ニシタマヒシといふ事なり○イヒツグガネは語り傳フル爲といふこと○ワタノソコオキツの八言は深江の序なり。

ウナカミノは代匠記に『唯海邊なり。處の名にはあらず』といへる如し。序に臨海丘上とある臨海に當れり。○オカシタマヒテは置キ給ヒテなり。○カムナガラ以下は二石の事に係れり。オカシタマヒテにて主格かはれるなり。テの前後にて主格のかはれる例は二卷にもあり(一六六頁参照)。イマスは石を神として敬語を用ひたるなり。○クシミタマはサキミタマ、クシミタマといふクシミタマとは別なり。記傳三十卷(第二の一八五六頁)に

クシミタマとよめるは石をほめて奇き御玉と云るなり。御魂にはあらず。といへり。さてクシミタマのミを契沖宣長共に玉に附けて美稱としたれどクシミタマはクシキ玉といふことを古言の格にてクシミ玉といへるにてハヤミハマ風、アカミ鳥、キヨミ原

なごと同例なり(一卷一二二頁及二卷九五頁参照)○イマノヲツツは今ノウツツにてマノアタリといふこと、タフトキロカモノは助辭なり

反歌

あめつちのともひさしくいひつげとこのくしみたま志^オかしけらしも

右事傳言那珂郡伊知郷叢島人建部牛麻呂是也

アメツチノノは玉緒七卷^{丁十六}に

これらのノはトに通ひて聞ゆといひて例を擧げたり。その例どもを見るに皆トモニといふ辭に續きたり。さればいにしへ何々ト共ニといふことを何々ノ共ニといひならひきとおぼゆ(但何々ト共ニといへる例もあり)○志可志の上の志は田中大秀の説に意の誤なりといへ

り。げに長歌にもオカシを意可志と書けり
 右の鎮懷石は記傳三十卷(全集第二の一八五七頁)に
 石は二つながら盗人のぬすみ持ゆきて今は無しと彼國人
 云り
 とあり○此石を取り給ひし肥前國彼杵郡平敷は今の長崎に
 遠からざる處にて近き世までも鎮懷石の類なるめでたき石
 出できといふ。中島廣足の時津紀行(文政十年)に
 平野宿といへるを過行。萬葉五卷鎮懷石をよめる歌の序に
 或云此二石者肥前國彼杵郡平敷之石當占而取之といへる
 平敷やがてこゝなりといへり。此郷の長某が園に鎮懷石と
 よびて昔よりいはひすゑたる赤石ありて此里の女ども子
 うむ時にあたりて此石にねぎ事すればいとやすらかなり
 といひ傳へたり。さるを先つ年長崎人某とかくはかりごち

て此長をいみじく酒にゑはしめ我もゑひて戯にことよせ
 てやがて其石を盗みもていきてあまたにわり碎きていに
 しへ好む人々にわかち與へぬるをはやく獲たりとて青木
 大宮司(○永章)おのれにも一つ贈られたるはいとめづらか
 たうれしきものからその某がしわざはいとほしからずぞ
 おぼゆる。伊勢人のひがごとよりも長崎人のさかしらは罪
 いと深かるべし。されどかの眞の鎮懷石は筑前國怡土郡深
 江村子負原にありと記し其形も並皆橢圓狀如雞子其美好
 者不可勝論所謂徑尺璧是也とあればこの赤き石はよしな
 くおぼゆれど昔よりしかいはひすゑたりけむ石を私にわ
 りたゞきけんいともうれたきわざなりけり。大宮司は
 雞子の如きをも里人に拾はせてひめたりといへり。今もさ
 る石やあると見つゝゆけど似たるもなし

御こゝろをしづめまさむと此里にとらしし石ぞあやに
くすしき
いにしへしのぶついでには古めいたることぞいはれける。
かの石のいでしところといへるもあるはいかならんおぼ
つかなし。なほくはしく尋ねまほしけれどけふはゆく先の
いそがるれば又ことさらにをさて過行
とあり。安政五年長崎奉行荒尾成允碑を此處に建てむとして
國文と漢文とを以て事の由を記さしめき。其碑今もありや否
や、刻めるは國漢いづれの方なるか知らまほし。さて漢文の方
は難波江二卷上(百家説林續篇下上六二二頁)に出でたれば摘
録に止め國文の方はいまだ刊行の書に見えざれば長けれど
全文を擧げてむ。まづ漢文の方には
石之所出平敷屬肥前彼杵郡、今長崎府北數里浦上村有平野

宿、側有一小池(○脱文あるにや)稱鏡川、相傳、后嘗鑿容于此、皆
其地云、此間婦人妊子者多賽其處、以禱胎孕平安、或獲其石、挿
之衿紳、若葆祠之、至于今不渝、謂若此則產泰、又以其光瑩麗澤
類玉、好事者或磋爲佩玩、若礎、土人因呼其處曰稜崎、蓋國音稜
通燧也、天保中文恭廟(○將軍家齊)命邑之縣令高木君忠
篤采之、縣令獲石以輸焉、平敷之石繇是復著于世、鎮臺荒
尾明府成允行部抵此西南瞰海、慨然頗有憂世之心、於是低回
不能去、乃與賓佐僚吏議立碑其處、以永傳于不朽、永持君毅明
首應其議、德憑以成其事、實今上十二年安政五祀著雍敦牂之
歲春王正月也、長崎府學助教長川熙世皞拜手稽首謹撰
とあり。國文の方は
鎮懷石の碑
息長帶姫命の新羅國をことむけ給へりしはかけまくもい

ともかしこき天照大御神の御教墨江三柱大神たちの導き
ませるによりてなりけり。かれ其御教の如くにして御軍を
整へ雄のよそひをなし、いかしき御いづをしめして渡りた
まひしかば大御船の浪新羅國なからまで到りぬ。こゝに其
國王コシキいたくおぢかしこみて皇命オホミコトのまに御馬かひとし
て年のはに貢を奉り百濟國はたわたの屯家トケとして仕へま
つりしかば新羅國王の門カドに其つかせる御矛を衝立て後世
のしるしとし給ひき。これ神のちはひなる物から姫命の大
御身としてさばかりたけき御しわざはそれはた神とも神
とましませるところにてたゞへ奉らんに詞もなくいとも
いともかしこき事になもありける。はじめ其海をわたりま
さむとせし時はらませる皇子あれまさむとせしかば二の
石をとらして御裳の腰にまかし大御身をいはひ鎮めつゝ

歸りまして後になも生給ひける。其石の出つるは肥前國彼
杵郡平敷といへる地にて占あへるまゝに取給ひし事古書
どもに見えたるが如くなるを其平敷は此郡の山里村なる
平野宿のことなりといへり。さるはかの命をいはひ祭れる
祠よりはじめて古きゆゑよし傳へたる跡どもありて鎮懐
石といへるが今も出づめるをそれ取りてはらめる女のい
つきもたれば子うむ時まがごとなしといふめるは正しく
いにしへの跡なること疑ふべきにあらず。かくて今、世長崎
の浦はこと國船どものまゐくる湊にしあればいやますま
すに此命の御いさををたふとみ其御靈をこひのみまつり
てこの浦わのまもり神といつきまつり異國人どもをなづ
けをさむべき後世の鑑ともなさむとして其事どもを書記
し遠長く傳へむものをとこたび長崎の里のつかさ荒尾、君

よりおほせごとありて碑たてらるゝはまことにめでたき御しわざにて神の御心にもかなひぬべくいともよろこぼしきことにこそありけれ。おのれおほせごとかどふりて其故よしをいくだり記しつけぬるは安政の五とせといふ年の三月のなかば也。中島廣足

又廣足の安政五年の詠草の中に

鎮懷石の碑に書きそふる
よろづ世にあふがざらめやと
らしつる石の御たまのそのあところ
とありといふ(右の文は門人彌富濱雄が廣足の未定稿の中より求めいでて歌と共に送りおこせしなり)

さてこの鎮懷石を詠せる長歌并反歌は目錄に山上臣憶良詠
鎮懷石歌一首并短歌とあり類聚古集(第十七)にも憶良とある上に辭藻はた憶良ならではとおぼゆれば此人の作と定むべし

梅花歌三十二首并序

天平二年正月十三日萃于帥老之宅、申宴會也、于時初春令月、氣淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薰珮後之香、加以曙嶺移雲、松掛羅而傾蓋、夕岫結霧、鳥對穀而迷林、庭舞新蝶、空歸故雁、於是蓋天坐地、促膝飛觴、忘言一室之裏、開衿煙霞之外、淡然自放、快然自足、若非翰苑、何以據情、詩紀落梅之篇、古今夫何異矣、宜賦園梅

聊成短詠上

むつきたちはるのきたらばかくしこそうめををりつつたぬしきをへめ大貳紀卿

此序は誰の作にか。契沖は「憶良の作ならん」といへり。然るに近頃旅人の作とする説あり。案するに旅人の歌を三十二首中の第八即主賓とおぼしき人々の下、陪客とおぼしき人々の上に

置き又作者を主人と註せるを思へば歌をついで又作者の名を註せるは旅人なり。されど序はなほ憶良の作なるべし。其故はもし旅人の作ならば萃^{アツマル}于帥老之宅の上に主格(諸人など)あるべく又帥老は自稱にあらで親愛の意を帯びたる他稱なるべく思はるればなり(もし或人のいへる如く自稱ならば第八首の下にも主人と書かて帥老と書くべきなり)ムツキタチの歌は初句の上に今ヨリ後モといふことを加へてきくべし。カクシコソのシは助辭なり。タヌシキヲへメは眞淵宣長の説に樂シキコトヲ終へメにてヲへメは極メメといふことなりといへり。契沖いはく「古今にアタラシキ年ノ初ニカクシコソチトセヲカチテ樂シキヲツメ此も今の歌の落句と同じかりけむを假名のへの字とつゝの字の似たるを書まがへたるなるべし」と

うめのはないまさけるごとちりすぎずわがへのそのにありこそぬかも少貳小野大夫

チリスギズは散リ失セズなり。二三の間に古義にいへる如くイツマデモといふ辭を補ひてきくべし。ワガへは又ワギへとあり。我家なり。アリコセヌカモはアツテクレヨカシなり。作者は三卷(一〇五頁)に見えたる小野朝臣老オホノノアサノノチノノうめのはなさきたるそののをやぎはかづらにすべくなりにけらずや少貳栗田大夫

梅、傍の物となれり。契沖は梅と柳とを交へて鬘にするなりといへれどさる意とはきこえず。下にもウメノ花サキタル園ノアヲヤギヲカヅラニシツツ遊ビクラサナとよめり。ケラズヤの例は二卷(二〇七頁)にツマモアラバツミテタゲマシ佐美ノ山ヌノヘノウハギスギニケラズヤとあり。作者は續紀に見え

たる粟田朝臣人上なるべしと古義にいへり
はるさればまづさくやどのうめのはなひとりみつつやはるひ
くらすむ筑前守山上大夫

四句のヤはヤハなり。思フドチ寄合見テコソ春ノ日ヲクラサ
メとなり(契沖)作者は即山^{ヤウ}上^ウ臣^オ憶^オ良^ラなり
よのなかは古^コ飛^ト斯^シ宜^ゲ志^シ惠^エ夜^ヤかくしあらばうめのはなにもなら
ましものを豊後守大伴大夫

二句を契沖コヒシゲシエヤとよめり。さて宣長はコヒシゲシ、
エヤと切りてエヤを嘆息の辭とせり。飛は登などの誤にあら
ざるか。さらばコトシゲシ、エヤとよむべし。カクシアラバを雅
澄の人トアラムヨリハと譯せるは非なり。もしさる意ならば
カクシアラズハとこそいふべけれ(コヒムヨリハをコヒツツ
アラズハといへるを思へ)案ずるにカクシアラバはカク事繁

カラバとなり。三四の間に寧といふ語を挿みて聞くべし
うめのはないまさかりなりおもふごちかざしにしてないまさ
かりなり筑後守葛井大夫

作者は四卷(九三頁)に見えたる葛井^{フヂ}連^ノ大成^ヲなり
あをやなぎうめこのはなををりかざしのみてののちはちりぬ
ともよし笠沙彌

二つの名詞を連結するには各語の下にトを附くるが常規な
り。たとへば下なるウチナビクハルノヤナギト[△]ワガヤドノウ
メノハナト[△]ライカニカワカム[△]の如し。然るに集中右の常規に
背きたる用例二つあり。甲は下のトを省きたるもの即今の時
文の用例にひとしきものなり。たとへばムロノ木ト[△]棗ノモト
ヲカキハカムタメ、大伴ト[△]佐伯ノ氏ハ、君ト[△]吾ヘダテテコフル
(以上四卷一六二頁に挙げたり)ウヅキト[△]五月ノホドニ(十六卷

乞食者詠)などの如し。乙は上のトを略せるものにてナマヨミ
 ノ甲斐ノ國ウチヨスル駿河ノ國ト、アラレ松原スミノ江ノオ
 トヒヲトメト、ナクチドリカハヅトフタツなど是なり(以上三
 卷八七頁に擧げたり)今の歌は後者に屬せり。さて今の歌にア
 ヲヤナギ梅トノ花ヲとあるを辭のまゝに解すれば柳ノ花ト
 梅ノ花トヲといふことゝなれどおそらくはアヲヤナギウメ
 ノハナ等ヲとありしを傳寫の際に誤りて等を烏梅の下に入
 れたるならむ○酒といふことをいはでただノミテといへる
 は此頃より始まりし辭遣なり。下にもウメヲカザシテタヌシ
 クノマメとあり又八卷にもサカヅキニ梅ノ花ウカベオモフ
 ドチ飲ミテノチニハ散リヌトモヨシとあり○作者は三卷(一
 六七頁)に造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓とあると同人なり。出
 家入道の前に笠朝臣麻呂といひしが故に笠沙彌と書けるな

り。略解古義に沙彌を固有名詞として『沙彌は俗人の名なるべ
 し』といへるは千慮の一失なり
 わがそのにうめのはなちる(ひさかたの)あめよりゆきのながれ
 くるかも主人

ナガレは降ることなり。一卷にもナガラフル雪フク風ノ(一
 ○頁)アメノシグレノナガラフ見レバ(一三六頁)とあり。主人は
 即大伴宿禰旅人なり
 うめのはなちらくはいづくしかすがにこのきのやまにゆきは
 ふりつゝ大監大伴
氏百代

古義に

梅花の盛過て散事は何處にあるぞ。未散花はいづくにも有
 まじ。梅花の咲たるながらに此城山に雪はふりつゝ猶甚寒
 ければ未散時には至らじ。心しづかに賞愛しつゝ遊宴せむ

ぞ。となり
 といへるはキノ山を帥老の家と思へるなれどキノ山は契沖
 等のいへる如く四卷(九四頁)に今ヨリハ木ノ山道ハサブシケ
 ムワガ通ハムト思ヒシモノヲとある木ノ山ミチと同處なる
 べし。果して然らば其山は筑前肥前に跨れる山にて太宰府と
 はいたく離れたり。されば古義の如くには釋くべからず。案ず
 るに一首の意は
 梅ノ花ノ既ニ散ル處ガアルサウデアアルガソレハイヅクゾ。
 サヤウニ散ル處モアルトイフニ此我越ユル木ノ山ハ今ナ
 ホ雪ガフリフリスル
 といへるにて目前に梅花の散るを見ながらわざと身を木、山
 道におきてよめるなり。かの古今集春上なる春ガスミタタル
 ヤイヅクミヨシ野ノ吉野ノ山ニ雪ハフリリツツは適に今の歌

の格を學べるなり。相照らして歌の意を會得すべし
 うめのはなちらまくをしみわがそののたけのはやしにうぐひ
 すなくも少監阿氏奥島

此一列の歌は序には賦園梅とあれど實は梅花を題としてよ
 めるのみ。されば三十二首中には目前の景をよめるもあり、目
 前の景を離れてただ梅花をよめるもあるなり。之を皆矚目の
 作とせむは非なり。此歌のワガンノ、上なるワガヘノソノ、下な
 るワガヤド、イモガヘなども矚目の作ならばコノ園、君ガ家
 ノ園、此宿、君ガヘなどあるべきなり。またハルノ野ニキリタチ
 ワタリフル雪トなどはよむべからず。以下多くは作者の氏
 を修めたりチテ
 うめのはなさきたるそののあをやぎをかづらにしつつあそび
 くらさな少監土氏百村

（うちなびく）はるのやなぎとわがやどのうめのはなをいかに
かわかむ大典史
氏大原

ワカムといへるは一卷（三一頁）に額田王以歌判之とある判の
意にて優劣を判するなり

はるさればこぬれがくりてうぐひすぞなきていぬなるうめが
しづえに少典山氏
若麻呂

コヌレガクリテはコガクレテといふに齊し（コヌレは木末な
れどこゝにては末には意なし）古義には許奴禮我久利豆の豆

を之の誤として『冬の程は木に隠れて見えざりしと云なり』と
云へれどコヌレガクリテは花又は木葉に隠るゝ事なれば寧

春の趣なり。イヌナルを契沖宣長はユクナルの意とし真淵雅
澄は寐ヌナルの意とせり。又宣長は『コヌレは他の木の梢にて

梅の下枝に居たる鶯の他の梢へかくれていぬるを云』といへ

り。案するにウメノシヅエニとあれば他の木の葉蔭などより
梅の下枝に遷り来るなり○此歌などは古歌なるが故に解し

難きにあらず。作の拙き爲に心得かぬるなり。作者は四卷（八七
頁）に見えたる山口忌寸若麻呂なり

ひとごごにをりかざしつつあそべどもいやめづらしきうめの
はなかも大判事舟
氏麻呂

イヤは後世のナホなり（三卷六頁参照）
うめのはなさきてちりなばさくらばなつぎてさくべくなり

てあらずや薬師張
氏福子
ナリニテアラズヤはナリニタリといふことを強く云へるな

り。上なるナリニケラズヤの類なり。薬師は即醫師なり
萬世にとしはきふともうめのはなたゆることなくさきわたる

べし筑前介佐
氏子首

キフトモは雖來經にてスグトモと云はむに同じ。ヨロヅヨニ
 のニは後世のトなり
 はるなればうべもさきたるうめのはなきみをおもふとよいも
 ねなく壹岐守板氏安麻呂
 ウメノハナの下にカナといふ辭を補ひて聞くべし。四卷(一二
 三頁)なるサヨ中ニ友ヨブ千鳥モノモフトワビヨル時ニナキ
 ツツモトナと同格なり。君とは契沖のいへる如く梅花をさせ
 るなり。ヨイは真淵の云へる如く夜寝なり。さて梅花を思ふと
 て寝もねぬといへるはいかなる意か。契沖が花のさくを待ち
 わぶる意とせるを雅澄は排斥して雨風ニアタラ盛ノ散過ム
 カト心ヲナヤマシツツ汝ヲ思フトテ夜モ寝ズシテ云々と譯
 したれどさまでの意はあるべからず。ただ梅花を人に擬して
 君が見タクテオチオチトハ寝ヌと云へるにこそ。作者は古義

に續紀に見えたる板茂モチ連安麻呂なるべしといへり
 うめのはなをりてかざせるもろひとはけふのあひだはたぬし
 くあるべし神司荒氏稻布

ケフ一日ハ思フコトナカルベシとなり
 としのはにはるのきたらばかくしこそうめをかざしてたぬし
 くのみめ大令史野氏宿奈麻呂

トシノハは毎年なり
 うめのはないまさかりなりももどりのこゑのこほしきはるき
 たるらし少令史田氏肥人

コホシキはコヒシキの轉せるなり
 はるさらばあはむともひしうめのはなけふのあそびにあひみ
 つるかも薬師高氏義通

アハムトモヒシ、アヒミツルカモといへる梅花を人に擬せる

なり

うめのはなたをりかざしてあそべどもあきたらぬひはけふに
しありけり陰陽師磯氏法麻呂

はるのぬになくやうぐひすなづけむとわがへのそのにうめが
はなさく箏師志氏大道

ナクヤのヤは助辭、ナヅケムトは招キ寄せムトなり。ウメガハ
ナといへるめづらし。箏は筭に同じ

うめのはなちりまがひたるをか肥肥にはうぐひすなくもはるか
たまけて大隅目楨氏鉢麻呂

チリマガフは散り亂るゝなり。ヲカビは岡邊なり。古義には畝ウメ
傍ビのヒを例とせり。但かの文字に通音あるを知りて言語に轉

音あるを忘れたる音韻學者等は肥にはへの通音あればこゝ
もヲカベとよむべしといへり

はるの能にきりたちわたりふるゆきとひとのみるまでうめの
はなちる筑前目田氏真人

野を能と書ける注目すべし。此頃はやくノともいひしなり。キ
リタチワタリはカキクモリといふ意

(はるやなぎ)かづらにをりしうめのはなたれかうかべしさかづ
きのへに壹岐目村氏彼方

ハルヤナギはカヅラの枕辭なり(眞淵宣長)○一首の意は契沖
の『かづらの影の盃にうつるを盃の上になが浮べたるぞとい

ひなすなり』といへる如し
うぐひすのおとさくなへにうめのはなわぎへのそのにさきて

ちるみゆ對馬目高氏老
いにしへは鳥の聲をもオトといひしなり。ナヘニはツレテな

り。サキテはただ軽く添へたるのみ。三卷(一七三頁)なるウメノ

花サキテチリヌト人ハイヘドワガシメユヒシ枝ナラメヤモ
の類なり

わがやどのうめのしづえにあそびつうぐひすなくもちらま
くをしみ薩摩目高氏海人

チラマクラシミは散ラムコトガラシサニなり

うめのはなをりかざしつつもろひとのあそぶをみればみやこ
しぞもふ土師氏御通

結句は京ガ思出サルルとなり。作者は四卷(八一頁)に見えたる

土師宿禰水通ハニシミなり

いもがへにゆきかもふるとみるまでにここだもまがふうめの
はなかも小野氏國堅

イモガへは妹ガ家、マガフは散り亂るゝ事○モといふ辭三つ
までかさなれるは口を衝いて發するに任せし當時の風なり

うぐひすのまちがてにせしうめがはなちらすありこそおもふ

こがため筑前椽門氏石足

マチガテニセシは待不敢セシにて即マチカネシなり。初二は

たゞ梅花の修飾に云へるのみ。四五の意と交渉あるにあらず。
思ふ女につぎて見せむ爲梅花の散らざらむことを希へるな

り。作者は四卷(八八頁)に見えたる門部連石足りきなり。
(かすみたつ)ながきはるびをかざせれどいやなつかしきうめの

はなかも小野氏淡理

カスミタツは半枕辭

員外思故郷歌兩首

わがさかりいたくくだちぬくもにとぶくすりはむともまたを
ちめやも

この思故郷歌と後追和梅歌との作者については後にいふべ

し○員外とあるは同時の作にはあれど梅花を詠せる一列の
 歌の外なればなり。さて同時に思故郷歌を作れるは或は土師^{ハニシ}
 御通^{ミトウ}のアソブヲミレバミヤコシゾモフと作れるに催されて
 の事にもあるべし。次なると例の二首一聯の歌なり○クダツ
 は傾くなり。雲ニトブクスリは仙薬にて淮南王劉安の故事に
 よれるなり。劉安の仙人となりて昇天せし時その弃置きし薬
 を雞犬の舐めて亦共に昇天せしこと列仙全傳にあり。雲ニト
 ブとはその雞を思ひていへるなり。ハムトモはクラフトモな
 り。ヲツはこゝにては若返る事なり(三卷一〇八頁参照)
 くもにとぶくすりはむよはみやこみばいやしきあがみまたを
 ちぬべし
 ヨはヨリなり。記傳十九卷(全集第二の一六二頁)に
 記中の歌にヨリを一言に云るは凡て皆ヨとのみありてユ

と云るは一も無し。然るを書紀には此記と同歌なるも其餘
 も皆ユとのみありてヨといへるはなし。萬葉にはヨどもユ
 どもあるなり
 といへり。イヤシキワガミは仙人に對していへるにて凡夫と
 いふばかりの意なり。古義に
 これを古來卑賤^{イヤシキ}吾身てふことに心得たれどもしからず。
 、、今按ふにイヤシキは彌重^{イヤシキ}なるべし。さらば吾身彌重々
 ニ又變若^{ヲチ}ヌベシといふ意なり
 といへるは非なり
 後追和梅歌四首
 のこりたるゆきにまじれるうめのはなはやくなちりそゆきは
 けぬとも
 題辭中梅の下に花の字おちたるか

ゆきのいろをうばひてさけるうめのはないまさかりなりみむ
ひともがも
わがやごにさかりにさける牟^ウ梅のはなちるべくなりぬみむひ
ともがも

牟の字類聚古集には宇とあり
うめのはないめにかたらくみやびたるはなとあれもふさけに
うかべこそ

一云いたづらにあれをちらすなさけにうかべこそ
三四は作者の改作せるならむ。一云の方を採るべし。契沖のい
へる如く梅花の精靈の娘子などに化して夢に入りてかく告
げしやうによめるなり

思^ニ故郷歌と後追和梅歌とは同一人の作とおぼゆ。略解古義共
に之を憶良の作とせるは舊説によりて此卷を憶良の集とし

さて此等の歌には特に作者の名を記さざる故に深くも思は
ずして憶良の歌と定めたるなり。されど此卷は卷末にいふが
如く憶良の集にはあらず。されば作者の名を記さざる歌は一
一細に考へざるべからず。上(五四頁)に云へる如く梅花歌三十
二首を整理排列せしは旅人なればこの員外追和六首の歌は
必旅人の作なり。武田祐吉氏(雑誌『心の華』十九の六)も亦之を旅
人の作とし(理由は余が云へると異なり)又

員外思故郷歌二首と卷の三帥大伴卿歌五首の中のワガサ
カリマタヲチメヤモホトホトニ寧樂ノ都ヲ見ズカナリナ
ムとの間に於ける思想及歌詞の類似を以てその傍證とな
し得べし

と云へり。げにワガサカリといふ歌の員外歌に似たるのみな
らず追和梅歌のウメノ花イメニカタラクは上(三六頁)なる日

本琴を藤原房前に贈りし書牘に此琴夢化娘子曰云々とある
と着想類似せり。されば武田氏のいへる如く此等の傍證によ
りても亦旅人の作と定むべし

遊於松浦河序

余以暫往松浦之縣逍遙聊臨玉島之潭遊覽忽值釣魚女子等
也、花容無雙、光儀無匹、開柳葉於眉中、發桃花於頰上、意氣凌雲、
風流絕世、僕問曰、誰鄉誰家兒等、若疑神仙者乎、娘等皆咲答曰、
兒等者漁夫之舍兒、草庵之微者、無鄉無家、何足稱云、唯性便水、
復心樂山、或臨洛浦而徒羨王魚、乍臥巫峽以空望烟霞、今以邂逅
逅相遇貴客、不勝感應、輒陳欵曲、而今而後豈可非偕老哉、下官
對曰、唯唯、敬奉芳命、于時日落山西、驪馬將去、遂申懷抱、因贈詠
歌曰
あさりするあまのこどもとひとはいへどみるにしらえぬうま

ひとのこと

答詩曰

たましたまのこのかはかみにいへはあれどきみをやさしみあら
はさずありき

蓬客等更贈歌三首

まつらがはかはのせひかりあゆつるとたふせるいもがものす
そぬれぬ
まつらなるたましたまがはにあゆつるとたふせるこらがいへぢ
しらすも
（どほつひと）まつらのかはにわかゆつるいもがたもとをわれこ
そまかめ

娘等更報歌三首

わかゆつるまつらのかはのかはなみのなみにしもはばわれこ

ひめやも
 はるさればわぎへのさとのかはとにはあゆこさばしるきみま
 ちがてに
 まつらがはななせのよごはよごむともわれはよごますきみを
 しまたむ
 題辭はもと遊_ニ於松浦河贈答歌并序などありしが脱字を生じ
 て今の如くなれるなるべし。序の余以の下にも脱字あるべし。
 余以_レ事などありしか。一列の歌の作者の事は後にいふべし
 あさりするあまのこごもと_らひさ_えぬ_うま_びさ_のこ_さ
 人とは即娘等なり
 たましまのこのかはかみにい_みへ_あら_はさ_さき_みを_やさ_き
 ヤサシはハヅカシに似たれどハヅカシは己についていひヤ
 サシは他についていふの別あり

まつらがはかはのせひかりもあ_がゆ_つる_さた_たぬ_るい
 松浦川は即玉島川なり。今唐津の傍にて海に注げる松浦川と
 は別なり。カハノセヒカリは契沖の『仙女の容のかがやくなり』
 といへる如し
 まつらなるたましまがはに_らあ_がゆ_つる_さた_たぬ_るい
 (とほつひと)まつらのかはに_らあ_がゆ_つる_さた_たぬ_るい
 ワレコソといへるに雅澄のいへる如く他人ニハ逢ハシメジ
 といふ意こもりて聞ゆ
 わかゆつるまつらのかはの_らあ_がゆ_つる_さた_たぬ_るい
 上三句は序なり。ナミニシモハバは世ノ常ニ思ハバなり。古今
 集戀四なるミヨシ野ノ大カハノヘノフヂナミノナミニ思ハ
 バワレコヒメヤハと四五ほど相齊し
 はるさればわぎへのさとの_らあ_がゆ_つる_さた_たぬ_るい

ワギヘノサトは我郷なり。サバシルのサは添辭。マチガテニは待不_レ敢にてマチカネテに齊し。不_レ敢をガテニといふは不知をシラニといふと同例なり(三卷二三頁参照)まつらがはななせのよごはまよどむこもわれはよどますきみをしまたむ瀬は水のたぎちおつる處をいひ又その中間をもいふ(なほ竹の節をも節と節との中間をもフシ又ヨといふが如し)こゝは後の方なり。フレハヨドマズは我ハ撓マデなり。キミヲシマタムは君ノ再來ラムヲ待タムとなり以上一列の歌の作者は誰ぞ。契沖いはく此序并に仙女に贈る歌を古來憶良の作とす。今按是は旅人卿の作なるべし。其故は太宰帥は九國二島を管攝する故に都督と號すれば所部を檢察せむために何れの國にも到るべし。此故に第六には隼人ノセトノイハホモ吉野ノ瀧ニシ

カズとよまれたり。是一つ。憶良は筑前守にて輒く境を越て他國に赴く事を得べからず。是二つ。次の吉田連宜が狀に伏奉_二賜書といひ戀主之誠と云ひ心同_二葵藿と云へるは同輩に報ずる文体にあらず。憶良は從五位下、宜も此時從五位上なればかやうには書べからず。是帥殿への返簡なる證。是三つ。又兼奉_二垂示梅花芳席群英摘藻帥主人なりける故に△△梅花芳席と云へり。松浦玉潭仙媛贈答も同人の體なり。是四つ。又彼次下の憶良の書并歌は帥卿の典法に依て部下を巡察せらるゝに贈らる。書尾に天平二年七月十一日とかゝれたる三首の歌何れも憶良は終に松浦河をも領巾塵山をも見られざること明なり。是五つ。聊辨論して後人の發明を待のみといへり。此論よく當れり。なほ次下にいふべし

後人追和之詩三首都帥老

まつらがはかはのせはやみくれなるものすそぬれてあゆか
つるらむ

二句のハヤミは三卷なる山タカミ河トホジロシのタカミと
同格なり。ハヤサニとは譯せずしてハヤキニと譯すべし(三卷
三〇頁及九九頁参照)
契沖いはく

此後人をばオクルル人とよむべし。此後にもあり。後世、後學
などの意にはあらず。留後など云意なり。都帥老の三字は後
の人の加へたるべし。其故は上に云が如し(〇契沖は舊説に
反して前の一列八首の歌を旅人の作とせるが故にこれを
旅人の作にあらずとし従ひて都帥老の三字を後世の添加
とせるなり。帥の追和ならば都帥老聞之追和詩三首など云

べし(〇一步を譲りて前八首を旅人の作にあらずとし此三
首を旅人の作とすともなほ後人とは書くべからずといへ
るなり)、都といへるは都督の都歟

といひ雅澄も亦後人をオクレタル人とよみ(雅澄は前の八首
を憶良の作とし此三首を旅人の作とせり)又

都とは太宰府は西海九國の都會なればいへり
と云へり。案ずるに後人はノチニヒトノとよむべし。上なる後
追和梅歌四首また下なる三島王後追和松浦佐用嬪面歌一首
とある後に同じ。さて前の八首は契沖のいへる如く旅人の作
にて此三首も亦旅人の作なり。即旅人が後に人の追和せしに
擬して作れるなり。又都帥老の三字は後世の添加にあらず。此
卷を筆録せし人の註せしなり。此註なくては旅人の擬作と知
れがたきが故なり。又都の字はスベテとよむべし。文選魏文帝

與_二吳質_一書に頃撰_二其遺文_一都爲_二一集_一とある都なり。やがて又都督の都なり(都督はスベヲサムといふ意なり。契沖が都督の都歟といへるは都督の略かといへるなり。混同する勿れ)さてスベテ帥老と註せるは『此三首はすべて帥老の作なり』といへるにあらず。『前の八首も此三首もすべて帥老の作なり』といへるなり。即_レこの後人追和に擬したるも亦帥老の作なり』といへるなり。されば此卷の筆録者は前の八首の作者を註しおとせるにあらず。筆録者はあらはして書けるつもりなれど書方の明白ならざる爲に後人をして迷はしめしなり。ひとみなのみらむまつらのたましまをみずてやわれはこひつをつをらむ

古義に

此歌にミラムといひ次の歌にもミラムとあるにて思へば

憶良等の逍遙せし跡にてよまれしさまなり。還りて(○憶良等の)後によまれし(○旅人の)ものならばミケムとあるべきものなり
 といへり。ヒトミナノミラムマツラノはたゞ世間ノ人々ノ見ルラム松浦ノといへるにて特にかの仙女と贈答せし人を指せるにあらず。さればミラムにてよくかなへり。又此歌どもは題辭に後人追和之詩とありて前の八首を見ての後に作れるなり。古義に云ふ如くは題辭と相かなはじ。否次なる歌とも相かなはじ。人の歸來らぬさきに其人の旅先にて遭ひしことを豫知るべきにあざればなり。但次の歌なる美良牟は美家牟などの誤字なるべし。こはミラムとありては通せず(雅澄のいへるやうにおくれ居る人の作としても)
 まつらがはたましまのうらにわかゆつるいもらを美良武ひと

のともしさ

タマシマノウラニとある浦は河にいへるなり。前の八首の序には玉島之潭とあり。因にいふ。いにしへの玉島川は今の玉島のわたりより左に折れて海岸線に併行して領巾振山と虹の松原との間を西流して今の松浦川に注ぎしを後に濱崎の東を掘りて直に海に注がせしより玉島と満島との間の河床は埋れしなり。但今も其跡と思はるゝ溝川ありといふ。玉島之潭といひ玉島ノウラといへるは今のいづくばかりにか知られず。トモシサはこゝにてはウラヤマシサなり

○

宜啓、伏奉_ニ四月六日賜書、跪開_ニ封函、拜讀_ニ芳藻、心神開朗、似_レ懷_ニ泰初之月、鄙懷除祛、若_レ披_ニ樂廣之天、至_レ若_下羈_ニ旅邊城、懷_ニ古舊_ニ而傷_レ志、年矢不停、憶_ニ平生_ニ而落_レ淚、但達人安_レ排、君子無_レ悶、伏冀朝宣_ニ懷_レ翟

之化、暮存_ニ放_レ龜之術、架_ニ張趙於百代、追_ニ松喬於千齡耳、兼奉_ニ垂_レ示、梅花芳席群英、擣_レ藻、松浦玉潭仙媛贈答、類_ニ杏壇各言之作、疑_ニ蘅阜稅駕之篇、耽讀吟諷、感謝歡怡、宜戀_ニ主之誠、誠逾_ニ犬馬、仰_レ德之心、心同_ニ葵藿、而碧海分_レ地、白雲隔_レ天、徒積_ニ傾延、何慰_ニ勞緒、孟秋膺_レ節、伏願萬祐日新、今因_ニ相撲部領使_ニ謹付_ニ片紙、宜謹啓不次、奉_レ和_ニ諸人梅花歌_ニ一首、おくれゐて那_ナ我_ガ古_コ飛_ヒせずはみそのふのうめのはなにもならましものを

和_ニ松浦仙媛歌_ニ一首

きみをまつまつらのうらのをとめらはとこよのくにのあまを
とめかも

思_レ君未_レ盡重題二首

はろばろにおもはゆるかもしらくものちへに邊_ヘ多_ダ天_ツ留_ルつくし

のくには
きみがゆきけながくなりぬならぢなるしまのこだちもかむさ
びにけり

天平二年七月十日

宜啓また宜謹啓不次とある宜は吉田連の名なり。邊城は一本
に邊城とありといふ。架は駕の誤か

右の歌の中にキミヲマツマツラノウラヲトメラハとあれ
ば此書牘の誰にあてたるものなるかを詳にせば遊松浦河贈
答歌のたが作なるかはおのづから明なるべし。かくて契沖は

宜が狀に伏奉賜書といひ戀主之誠といひ心同葵藿と云へ
るは同輩に報ずる文體にあらず。憶良は從五位下、宜も此時
從五位上なればかやうには書べからず。是帥殿への返簡な
る證なり

といひ武田氏は

宜の和梅花歌にミソノフノ梅ノ花ニモナラマシヲとある
も旅人への報書として始めて意義を生ず
といへり。げに戀主之誠、誠逾犬馬の一句にて旅人にあてたる
書牘なる事明白なり。思ふに

梅花歌三十二首并序序は憶良

員外思故郷歌兩首旅人

後追和梅歌四首旅人

以上を一巻に

遊於松浦河贈答歌旅人

後人追和之詩三首旅人擬作

以上を又一巻に清書して吉田連宜に示しとなり。さて宜の報
書に

梅花芳席群英、摘藻、松浦玉潭仙媛贈答類、杏壇各言之作、疑、衡
 阜稅駕之篇、
 といへる杏壇云々は梅花芳席にかゝり、衡阜云々は松浦玉潭
 にかゝれるにて、彼は諸人の合作なれば、孔子の門人たちの各
 其志を言ひけむ辭に似たりと褒め、此は旅人一人の作なれば
 文選なる曹植の洛神賦かと疑はるとたゞへたるなり
 右の歌の奥に天平二年七月十日とあるにつきて古義に
 或説に此月日は恐らくは右の二首(○思君未盡重題二首)計
 の自注ならむ。この七月十日にては因に相撲部領使と有に
 たがへり。書牘并歌を贈し(○相撲部領使に托して)其後又々
 此二首をよみて贈られしならむ。中務省式に前節一月云々
 (七月二十五日相撲節日なり)などあるにかなはず。といへり。
 さもあるべし

といひ

○毎年七月天皇相撲を觀たまふ。其日を相撲節といふ。此
 日の設として毎年二三月頃に左右近衛府より使を諸國
 に遣はして相撲人を徴して領じ至らしむ。之を相撲部領
 使といふ(以上國史大辭典に據る)。中務省式に凡相撲司前
 節一月任堪事者とあるは相撲節の事務官の任命なり。部
 領使の事には與からず
 之に對して武田氏は
 報書の中に孟秋膺節とある以上やはりこの日附に係るも
 のと見なければならぬ。この報書を附せられた相撲部領使
 が七月に派遣せられる筈が無いといふ事は天平二年に在
 つては未だその明徴を見出し得ない事である
 といへり。案ずるに左右近衛府より相撲部領使(コトリヅカヒ

は今いふ宰領なりを諸國に遣はしは後世の定にて奈良朝
 時代には毎年六月二十日までに(當時の相撲節は七月七日な
 り)諸國より部領使をして相撲人を領じて京に上らしめしな
 り。類聚國史第七十三(活字本五〇五頁)に
 嵯峨天皇大同五年丁未勅。進膺力人者常限六月廿日以前自
 今以後隨得即進莫限期月
 とあると下なる敬和爲熊凝述其志歌六首の序に
 以天平三年六月十七日爲相撲使某國司官位姓名從人參向
 京都
 とあるを味ひて余の言の妄ならざるを知るべし。さて今は太
 宰府より上りし相撲部領使の節果て筑紫に歸るに書牘を
 托せしにて天平二年七月十日といふ日附は全部に係れる事
 勿論なり

おくれるて那我古飛せずはにみそならふましめのをはな

ナガコヒは宣長の説に長戀なりといへり。十二卷にもタマガ
 ツマ島熊山ノユフギリニ長戀シツツイネガテヌカモとあり。
 セズハはセムヨリハなり

きみをまつまつらのうらのをさめらばさよのく

契沖のいへる如く娘子の歌に君ヲシマタムとあればそれを
 踏みてキミヲマツといへるなり。トコヨノ國は仙郷、アマヲト
 メは海人の少女なり

はろばろにおもはゆるかもしらつくしのちへには

四句の邊多天留は類聚古集に敵太津留とあるに従ふべし。も
 とのまゝにては語格とくのはず

きみがゆきけながくなりぬならぢなるしまのけり

初二は君ノ旅ニアル事久シクナリヌとなり。こゝのナリヌは

ナリヌラシの意なり。後世ケラシの意にケリといふに同じ。ケ
 ラシの意のケリとは西行のかの
 ふりつみしたかねのみ雪とけにけり。清たき川の水のしら
 波
 の類なり。くはしくは玉緒六卷三丁を見て心得べし。○契沖い
 はく
 ナラヂは奈良路なり。シマは地名なり。添上郡に八島あり此
 處にや
 といひ略解にも
 島は大和の地名也。奈良へ通ふ路なるべし
 といへり。案ずるにこの奈良路はただ奈良といふに齊し。ア
 フミ路ノトコノ山ナルイサヤ川などと同例なり(はやく四卷
 六七頁に新説を述べたれどなほ徹底せざる所あり)。又シマは

地名にあらず。旅人の家の庭園なり。いにしへ庭園をシマとい
 ひし事は三卷二五〇頁にいへる如し。旅人の家の庭園は殊に
 めでたかりきと見ゆ。三卷(二四九頁)なる旅人が太宰府より故
 郷に歸りし時によみし歌にも妹トシテフタリツクリシワガ
 シマハコダカクシゲクナリニケルカモとあり。カムサビニケ
 リは契沖のいへる如くモノフリニケリなり。此歌も亦かの遊
 松浦河贈答歌が旅人の作なる事の傍證とすべし

○ 憶良誠惶頓首謹啓

憶良聞方岳諸侯都督刺史並依典法巡行部下察其風俗意内
 多端口外難出謹以三首之鄙歌欲寫五藏之鬱結其歌曰
 まつらがたさよひめのこがひれふりしやまの名のみやききつ
 つをらむ

たらしひめかみのみことつるさあゆのなつらすとみたたしせりし
いしをたれみき
ももかしもゆかぬまつらぢけふゆきてあすはきなむをなにか
さやれる

天平二年七月十一日筑前國司山上憶良謹上

代匠記以下に方岳といふ文字の出典を挙げたれど三註(代匠
記、略解、古義)共に方岳諸侯都督刺史の指す所を明言せず。ただ
代匠記(活字本卷之五下一頁)に

太宰帥は九國二島を管攝する故に都督と號すれば云々

といひ又(同卷一七頁)

判史依今本大判事史生等也。依官本肥前守也(○今本には判
史とあり官本即禁裏の御本には刺史とあるなり)

といへるのみ。或人は

國守は唐制の刺史に當り太宰帥は唐制の都督に當れるが
方岳諸侯と言ふも亦太宰帥を措きて他に宛つべきもの無
し

といへり。されど方岳諸侯都督刺史並依典法巡行部下とある
を方岳諸侯都督の六字を太宰帥に宛て刺史の二字を國守に
宛つべきにあらず。案ずるに方岳諸侯都督刺史は封建制の方
岳を郡縣制の都督に、封建制の諸侯を郡縣制の刺史にむかは
しめたるにて方岳都督を太宰帥に比し諸侯刺史を國守に比
したるなり。文選の注に藩岳謂諸侯也とあるに泥むべからず
○並依典法巡行部下察其風俗の並は各の義なり。太宰帥は九
國二島を巡行し筑前守は筑前國を巡行するが典法に依るな
り○意内多端口外難出とある意内は三首の歌によりて察す
るに身、筑前守たれば界を踰えて隣國の勝地舊蹟を遊覽する

ことを得ざるを嘆せるなり。之によりても亦かの遊松浦河贈
答歌が憶良の作にあらざることを知るべし
まつらがたさよひめのこがひれふりしやまの名の
みやくききつつをらむ

マツラガタは松浦縣なり(宣長)サヨヒメノコといへるコは子
にて親しみていふなり(雅澄)○ヒレはいにしへ婦人の領をより
肩にかけし巾なり。山ノ名ノミヤキキツツヲラムは上(八二頁)
なるミズテヤワレハコヒツツヲラムと同意にて身を心に任
せざるを嘆けるなり。古義にマノアタリ見ズシテ戀シク思ヒ
ツツ居ムヤとなりといへるは山ノ名ノミ聞キツツヤハ居ル
ベキ、イデ見ニ行カムといふ意と誤解せるなり(雅澄はかの遊
松浦河贈答歌を憶良の作とし)此三首は未松浦の地に到らざ
りし時の作と見ゆといへり。其説の非なることは上來辨拆せ
る所を見て知るべし○領巾レ振山は肥前國東松浦郡鏡村の東

にありて一名を鏡山といふ。その北麓は即虹の松原なり
たらしひめかみのみことのしなつらすみきみ一たしせりし
しなつらすみきみ一たしせりし

神功皇后の玉島川にて鮎を釣りたまひしこと記紀に見えた
り。ナは魚の一名なり。雅澄は『魚をナと云は饌に用る時の稱な
り』といへれど海中に魚の集れるをナムラといひ(これは雅澄
自擧げたり)鯨をイサナといふなどを思へば必しも饌に用ふ
る時に限りていふ名にもあらじ。ミタタシはタツの敬語タタ
スを名詞としてタタシといふそれにミをそへたるなり。イシ
ヲタレミキとある石は古義に雲根志を引きて

肥前國松浦郡浮島と玉島川の間の松原に大石あり。其石方
七尺ばかり。むらさき石と俗によべり。昔神功皇后三韓
退治の時此石上に立てうけひて釣し給ひしよし云傳へた
り

といへり。今松浦郡に浮島といふ處あるを聞かず。げに源氏物語玉葛卷に故少貳の子等姫君を具して肥前より遁げ上る處に

ただ松浦宮の前の渚とかの姉おもとの別るよとなんかへり見せられて悲しかりける。浮島を漕ぎはなれてもゆく方やいづくともまりと知らずもあるかな

とあれどさる地名實にあるにやおぼつかなし(松浦宮とあるはやがて大夫、監の君ニモシ心タガハバ松浦ナルカガミノ神ニカケテチカハムとよめる神にて今も領巾振山の西麓に鏡宮とてましませり。祭神は神功皇后なり。たとひさる處ありともそはいにしへの玉島川の川筋の附近なるべくさては今の玉島川とは遙に相隔たれり。されば雲根志にいへる浮島と玉葛卷なる浮島とは同處と見るべからず。書紀通證には

玉島里在松浦郡濱崎驛南半里。或曰玉島川岸有大石。方七尺許。俗名紫石。傳云皇后垂釣之處

といひ書紀通釋(第三の一八四八頁)には
或人云。川邊の小高き處に皇后の御社あり。其かたへに垂綸石碑あり。紫石は元和年中の洪水にて水底(○地底か)にうづもれたりといへり

といへり。此紫石は古事記に爾坐其河中之磯。拔取御裳之糸。以飯粒爲餌釣其河之年魚とある註に

其河名謂小河亦其磯名謂勝門比賣也

とあるカチド姫の事なりや(記傳第二の一八六二頁を参照すべし)神后垂綸石碑の文は左の如し

昔神后將有事于韓。西巡至于玉島。立水中石。投釣以祝。獲鱗魚。遂大致戎于外荒。如志。後人建祠其河上。以祭。距今千有六

百年、水道滄易、石沒而不見、今茲丁丑土人石井助右衛門與同志者謀、樹碑其祠側、表之、來謁余文、恭惟后之靈聖威武、異域亦籍之、況松浦靈蹟、耿于國史、結于民心、陵谷雖變、有赫然不變者、永存、夫碑存不存者也、石有時以泐、神明攸躔、天地悠久、借曰爲埋石表、我小人竊畏焉、又何敢文、抑遠方之人彷徨惑于無跡、若譸張爲幻、則是舉亦無罰、謹紀其由、作銘、姑以告于往來、弔古者爾、鬱々紫石、神靈不測、厥蟄不遠、在茲廟域、後世千歲、隱見胡識、生當厥無、鑿我石刻。

文化十四年冬十月筑前龜井昱敬撰并書

龜井昱は即昭陽なり○タレミキとあるは玉緒七卷三丁に

これは上にタレといへば見シと結ぶべきを見キといへるはたがへり。もしは志を吉に誤れる歟
といへるは非なり。いにしへはタレカといへばミシといひた

だタレと云へばミキといひしなり。イツ見キトテカコヒシカルラム、イク夜ネザメヌスマノ關守などみな此格によれるなり。又山彦ノコタヘニコリヌ心ナニナリ、秋萩ノ花ノ色トハイヅレマサレリなどよめるを見るべし。古義にアメニフリキヤなどを例に引けるはいみじき誤なり。こはフリシヤとは云ふべからざる格なり。さてタレ見キはタレカ見シといはむに齊しくて古義にいへる如くサテサテ羨マシキカナといふ意を
含めり

ももかしもゆかぬまつらちむけをなにかさやれる

初二は百日ノ旅程ニモアラヌといふ意、アスハキナムヲは明日ハ歸ルベキヲなり。ナニカサヤレルは何事カ障レルといふ意にて自詰りたるなり

大伴佐提比古イラツコ郎子特被朝命奉使藩國、艤棹コトニユキ言歸、稍赴蒼波、妾也松浦佐用嬪面嗟此別易、歎彼會難、即登高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷肝、黯然銷魂、遂脫領巾、麾之、傍者莫不流涕、因號此山曰領巾麾之嶺也、乃作歌曰

(とほつひと)まつらさよひめつまごひにひれふりしよりおへるやまのな

契沖は此歌并に序を旅人の作として
 右の憶良書中并和歌三首ともに憶良は松浦山玉島川ツイデに終に見られざる由をかけり。典法に依て巡察する次に帥殿の見けるなるべし。歌も序も共に大伴卿の作なるべし。憶良は筑前國司なれば別勅などに依らずはたやすく境を出て他國に赴かるべきにあらずといへり。此説に従ふべし。○オヘルは負持テルなり

後人追和

やまのなといひつげとかもさよひめがこのやまのへにひれをふりけむ

ヤマノナトは山ノ名トシテなり。略解にこのトをと共ニの意として『さよひめがおのが名も山の名と共に言繼げと思ひてか領巾をふりけん』と也』といへるは非なり。ヤマノへは山の上なり。上にヒトノヒザノ倍〜ワガクラカムといひ(三七頁)タレカウカベシサカヅキノ倍〜ニといへる(六七頁)みな上の意のへなり

最後人追和

よろづよにかたりつげとしこのたけにひれふりけらしまつらさよひめ

タケは今いふダケなり

最最後人追和二首

うなばらのおきゆくふねをかへれとかひれふらしけむまつら
さよひめ

トカはトテカなり

ゆくふねをふりとご尾かねいかばかりこほしくありけむまつ
らさよひめ

領巾フリトドメカネテといふべきを略してただフリトドミ

カネといへるなり(略解)○以上四首は皆旅人が(かの遊松浦河

贈答歌の追和とおなじく)後人の追和に擬して作れるなり。後

人追和、最後人追和、最々後人追和と重ねたるは適に眞の後人

追和にあらざる事を語るものなり

書殿餞酒日倭歌四首

(あまどぶや)とりにもがもやみやこまでおくりまをしてとびか

へるもの

うたを倭歌といへる之を以て初出とす(集中に和歌と書ける

は今いふ返歌か又は唱和なり)略解にいはいはく

こゝは送別の詩有し故にそれに對して倭歌とことわれる

なるべし。前にも詩にならべて日本挽歌と書る事あり

といへり。作者については契沖は

此は大伴卿都へ還り上らるゝを憶良の餞宴を設けらるゝ

日の歌なり。、、四首は此宴に預る人々のよめる歎。然らば

一々の作者知がたし。終に(○次なる聊布私懷歌三首の後に)

憶良上とあるは七首に通じて云へる歎。聊布私懷と云三首

に限るべき歎。憶良も別を惜む一首をよまれざる事あるま

じければ四首の中に有歎

といへり。『憶良の餞宴を設けらるゝ日の歌なり』とは何に基づ

きて云へるにか。もし聊布私懷歌の後に憶良謹上とあるが故
 にとならば『四首は此宴に預る人々のよめる歎云々』の論は起
 るべきにあらず。案ずるに次なる聊布私懷歌三首は獨立の題
 辭と認むべからざれば即書殿餞酒日聊布私懷歌とあるべき
 を書殿餞酒日の五字を前の歌の題辭に譲りたるなれば憶良
 謹上とあるは兩題七首の歌に亘れるなり。即この書殿餞酒日
 倭歌四首は皆憶良の作なり。○書殿はフミドノ(後にはフドノ)
 とよみて文書を置く處なり。この書殿につきて契沖は
 書殿と云事は筑前守館は憶良の私の家にあらざる故なり
 といひて筑前國司の官衙のうちとし略解には
 憶良の家にて馬のはなむけせらるる歌也。、、書殿は書院
 といふが如し
 といひ古義には

書殿はフミトノと訓べし。後世の書院の事なり。和名抄に校
 書殿云々、江次第に文殿、官人云々。此等は公の文殿なり。今は
 私の書院なるべし。源氏物語に云々、紫式部日記に云々、十訓
 抄に云々なども見えて文殿は公にも私にもさるべき家に
 は必ありしなり。、、此は憶良の書院にて餞する時の歌な
 り
 といひて憶良の私邸とせり。案ずるにもし私邸又は國衙に招
 請しての餞宴ならばたゞ書殿とは書放すべからず(其上國司
 の私邸にはおそらくは書殿の設まではあらじ)さればこゝに
 書殿とあるは太宰府の書院にてそこに舊部下の人々集りて
 前帥の爲に餞宴を開きしならむ
 ガモヤのヤは助辭、二三句の間に鳥ナレバといふことを挿み
 て聞くべし

ひと母禰のうらぶれをるにたつたやまみまちかづかばわすら
しなむか

宣長は初句の母禰を彌那の誤としてヒトミナノとよめり。人
皆ノといふことなるはほど疑なけれど軽々しく誤字とは斷
ずべからず。例の字音辨證(下卷四四頁)にはまづ牟をミともよ
むべき事を論じて次に

比等母禰能 これも母はミの假字にて人皆之なり。上の牟
と互に證して共にミの音あることを知るべし

といひ又(下卷一六頁)

禰をナと呼は吳音ナイを省呼したるものなるべし。其は同
轉の乃をナに用ゐたると同例也

といへり。案ずるに當時筑紫の方言にヒトミナをヒトモネと
訛りしによりてわざとかくはいへるにあらざるか○筑紫人

ノ嘆キヲルニ大和ノ立田山ニ御馬ガ近ヅカバ筑紫ノ人々ヲ
忘レ給ハムカとなり。ワスルの敬語はワスラスなり。さればワ
スラシナムカは忘レ給ハムカなり
いひつものちこそ斯良米等乃斯久母さぶしけめやもきみい
まさず斯て

宣長いはく

或人説に斯良米の斯は阿の誤、等乃は志万の誤にてノチコ
ソアラメシマシクモと訓べし。一首の意は戀シナドイヒツ
ツモ後ニハサテモ有ベケレド此シバラクノホドモ君イマ
サデサビシカラムカ也

といへり。案ずるに斯はもとのまゝ等乃は宣長のいへる如く
志万などの誤、母は波などの誤にて

口々ニサビシトイヒツツモマコトノサビシサハ後ニコソ

オモヒ知ラメ、別レ奉リテシバシノ程ハ君ガイマサズシテ
サビシカラムヤ、サビシカラジ
と人の意表に出でたることを云へるなるべし。又結句の斯は
衍字なるべし
よろづよにいたしましたまひてあめのしたまをしたまはねみかど
さらすて

二卷長歌(一五八頁)にもアメノシタマヲシタマヘバとあり。臣
下の政を執るは天皇に聞え上げてものするが故にアメノシ
タマヲスといふ

聊布^{ソル}私懷^ニ歌三首

(あまざかる)ひなにいつとせすまひつつみやこのてぶりわすら
えにけり
ヒナニイツトセスマヒツツは五年の間筑前守にてあるをい

ふ。テブリは風俗なり

かくのみやいきづきをらむ(あらたまの)きへゆくとしのかぎり
しらすて

カクノミヤはカクヤといふべきを強く云へるなり。イキヅキ
は嘆息なり。キヘユクは來經行にて過行く事なり。○此歌を見
れば當時國司の交替は四年を以て限とせしその年限を過ぎ
たれど召還されざりしなり。もし年限の内ならばキヘユク年
ノカギリ知ラズテとはいはじ。契沖雅澄の年限の内とせるは
従はれず

あがぬしのみたまたまひてはるさらば奈良のみやこにめさげ
たまはね

天平二年十二月六日筑前國司山上憶良謹上

アガヌシは旅人をさしていへるなり。ミタマは御恩、メサゲは

召上なり

三島王後追_三和松浦佐用嬪面歌_二一首

おとにききめにはいまだみずさよひめがひれふりきとふきみ
まつらやま

キミマツラヤマは君待ツを松浦山にいひかけたるなり○古
義にフリキトフの處に

キはシといふに近くて上にイシヲタレミキとあるキに同
じ

といへるはいみじき誤なり。フリキトフこそ常の格なれ。フリ
シトフは所謂略辭格にてナリを略せるなり

大伴君熊凝歌二首 大典麻田
陽春作

國遠き路の長手をおほほしく許_ケ布_フやすぎなむことごひもなく
次なる憶良の歌の題辭によれば麻田_ハ連陽_ハ春_ハ(四卷頁九〇)に見え

たる)が熊凝の辭世に擬して作れるなり。熊凝は肥後人にて京
に上る途にて安藝國にて死せしなり

國は故郷、路ノ長手は考及古義にいへる如く黄泉の道なり。ヲ
はヨリのヲなり。許布夜の許は類聚古集に計とあり。さればケ

フヤとよむべし。スギナムは行キナムなり。コトドヒモナクは
途スガラ物言フコトモナクとなり。略解古義に『父母にもものい

ふことななきをいふ』といへるは非なり
朝露のけやすき我身ひと國にすぎがてぬかもおやの目をほり

アサツユノは朝露ノ如クとなり。ヒト國は考にいへる如く黄
泉なり。スギガテヌカモは行キカヌルカナとなり。オヤノ目ヲ

ホリは親ニ逢ハマホシクテといふ意、四卷(二三九頁)にもシカ
ヅ待ツラム君ガ目ヲホリとあり

筑前國司守山上憶良敬和_下爲_二熊凝_一述_二其志_一歌_上六首并序

大伴君熊凝者肥後國益城郡人也、年十八歲、以天平三年六月十七日爲相撲使某國司官位姓名從人參向京都、爲天不幸、在路獲疾、即於安藝國佐伯郡高庭驛家身故也、臨終之時長歎息曰、傳聞假合之身易滅、泡沫之命難駐、所以千聖已去、百賢不留、况乎凡愚微者、何能逃避、但我老親並在庵室、待我過日、自有傷心之恨、望我違時、必致喪明之泣、哀哉我父、痛哉我母、不患一身向死之途、唯悲二親在世之苦、今日長別、何世得覲、乃作歌六首而死、其歌曰

（うちひさす）宮へのぼると（たらちし夜）ははが手はなれ常
 しらぬ國のおくかを百重山越てすぎゆきいつしかも
 京師をみむとおもひつゝかたらひをれどおのが身しい
 たはしければ（玉梓の）道の△麻尾にくさをりしばとり
 しまて△等計自母能うちこひふしておもひつゝなげき

ふせらく國にあらば父とりみまし家にあらば母とりみ
 まし世間はかくのみならし（いぬじもの）道にふしてやい
 のちすぎなむ一云わがよすぎなむ

これも熊凝の辭世に擬して作れるなり。六首とあるは長歌一首短歌五首なり。敬和とあれば大典麻田陽春に贈れるなり。國司は守介椽目の總稱にもいへば國司守とは書けるなり。○以天平三年六月十七日、參向京都とある六月は誤字なるべし。上（九〇頁）に云へる如く當時の相撲節は七月七日にて諸國より相撲人を奉る期限は六月二十日なればなり。○相撲使某國司官位姓名とある國司は總稱の方なり。守にはあらず。相撲使は微職にて守の自當るべきものにあらねばなり。さて某國司官位姓名とおぼめかしたるは不審なり。うせし從僕の姓名年齢郷貫、うせし地、うせし年月日まで明なるに其男の主人の

官位姓名の不明なる道理なきにあらずや。又何故に或國の相
 撲使の從人の京に上る途にて病みて死にしばかりの事を麻
 田連陽春が歌に作り憶良が之に和して長歌をさへ作りしに
 かこれらも不審なる事なり(卷十六に見えたる筑前國志賀の白
 水郎荒雄の事は人の同情を惹くべき美談にて今と比すべか
 らず。此等の點を詳にせば或は得る所あらむと思へど今は考
 へ及ばねばただ後人の爲に目を着くべき處を示しおくのみ
 ○身故は契沖、今按身、下脱、物耶といへり。爲天は略解に天ナル
 カナ(古義にはカモ)とよめり
 宮は皇居なり。都とは同じからず○タラチシ夜の夜は一本に
 能とありといふ○ツネシラヌは平生ユキカヒセヌの意。ミチ
 ノオクカは筑紫を端として京に上る道の國々を云へるなり。
 古義に『國のゆきはての意なり』といへるは非なり。オクカヲは

スギユキにかゝれり○カタラヒラレドは傍輩ト語合ヒラレ
 ドとなり○オノガミシは我身シといふべきを五言に足らね
 ばオノガといへるのみ。イタハシはナヤマシなり○麻尾の上
 に類聚古集に久の字あり。クマミは曲角なり。二卷(三九頁)にも
 ミチノクマミニシメユヘワガセとあり。因にいふ。本集に見え
 たる歌語の中には漢籍を訓讀するにつきて出來たるにはあ
 らざるかと思はるるもの往々あり。ミチノクマ又ミチノクマ
 ミの如きも道周といふ漢語の翻譯にあらざるか。道周は毛詩
 有秋之杜に

有^タ秋^{タル}之^ノ杜^ノ生^ル于^テ道^ノ周^ニ
○秋之はテイタルまよむべし秋は音テ
 木の特生せるさまなり杜は木の名

文選謝朓和徐都曹詩に
 桃李成蹊徑桑榆蔭^{オホフ}道周

とあり。又季歷(周文王の父)の作と傳ふる哀慕歌に

梧桐萎々生於道周

とあり○クサタヲリ云々は途中にて病に罹りたれば道の傍に草を折り柴を取りて敷きて床を作るなり。クサタヲリの下にもシキといふことを加へて聞くべし○等計ジモノは契沖計を許の誤としてトコジモノとよみ千蔭雅澄は之に據りて『床の如くといふなり』といへり。案ずるに床ニ臥ス如ク臥シテといふことを床ジモノウチコイフシテとは云ふべからず。されど計はなほ許の誤なるべく又等許の上に乎の字などのおちたるにてヲトコジモノなるべし。うちこいふしなどは男のすまじき事、さるをヲトコジモノウチコイフシテといへるは二卷長歌(一八七頁)なるミドリ兒ノコヒナク毎ニトリアタフ物シナケレバヲトコジモノハワキバサミモチと同例なり。コイフシテはただ臥シテといふに同じ○オモヒツツナゲキフセ

ラクは嘆キ臥シツツ思ヘラクとさかさまにして心得べし○トリミルは世話する事なり。卷七にも肩ノマヨヒハ誰カトリミムとあり。略解に『とりあげ見る也』といへるは非なり○ヨノナカハカクノミナラシは上(二六頁)にも見えたり。人事の避けがたきを云へるなり。イノチスギナムは死ナムとなり○一云ワガヨスギナムとあるは次の短歌に屬すべきなり

(多)良知遅能ははが目みずておほほしくいづちむきてかあが和可留良武

遅の字類聚古集には子とあり。ハハガ目ミズテは母ニ逢ハズシテなり。結句はアガワカレナムとあるべきなり

つねしらぬ道の長手をくれくれといかにかゆかむかりてはなしに

一云かれひはなしに

ツチシラヌ道ノ長手は黄泉の道なり。クレクレトは十三卷な

る長歌にもオキツ浪キヨル濱邊ヲクレクレト獨ゾワガクル
 妹ガ目ヲホリとあり。契沖は
 クレクレトとは遙なるに云詞也。俗にクレハルカと云も是
 なり
 といひ宣長は
 齊明記にウシロモクレニとあるクレ也。クレは聞き意にて
 おぼつかなきさま也。今俗言にもウシログラキなど云
 といへり。なほ考ふべし。○イカニカはイカデカなり。○カリテ
 は記傳二十七卷(全集第二の一六五六頁)に
 カリテはカレヒテの約りたるなり。カレヒテはカレヒノ料
 と云意なり(カレヒにする料の米と云ことなり。カレヒの價
 と云意にはあらず)。カテはカリテのりを省けるなれば此も
 同くカレヒテなり。さてカレヒは乾飯にて旅には飯を乾
 ちめくくなり。それよりうつりて必しも乾たるならざれど
 も旅にて食ふ飯をばカレヒと云なり

といへり
 家イデにありてははがとりみばなぐさむるころはあらまししな
 ばしぬども 一云のちはしぬども
 ノチハは後ニハにて終ニハの意なり
 出イデてゆきし日をかぞへつつけふけふとあをまたすらむちちは
 はらはも 一云ははがかなしさ
 ハモは尋ね慕ふ意の辭なり
 一世には二フタ遍タビみえぬちちははをおきてやながくあがわかれな
 む 一云相別なむ
 初二の意明ならず。試に云はば親ノ一代ノ間ニ生レカハリテ
 二度子トナルコトハ出来ヌといふ意にや。なほ考ふべし

以上長歌一首短歌五首のうちタラチシノといふ歌を除きては皆結句の下に一云とあり。これについて略解に
 按に天平勝寶年中に奈良の薬師寺にたてられたる佛足石の碑の歌、なごことく結句を二様によめり。右の反歌此體に同じ。此ごろかゝる體も有しにや。されば長歌の終に和何余須疑奈牟と有は次の多羅知遲能云々の短歌に添たるが誤て長歌の終に入しなるべし
 といへり。案するに三卷(五五頁及二四七頁)に久老が佛足石體と認めたる歌二首あれど
 たくひれのかけまくほしき妹の名をこのせの山にかけば
 いかにあらむ一云かへばいかにあらむ
 の方は一本にカケバ又一本にカヘバとあるにてもあるべくゆくさにはふたりわがみし此崎をひとりすぐればこゝろ

がなしもけすきぬさ
 とあるは作者の改作にてもあるべし。されどこの五首の歌は五首共に一云とあるを見ればわざと結句を調べ返せるなりとおぼゆ。さて佛足石の碑の歌は今の歌より後の作なれば今の歌に倣ひたるにこそ。憶良は從來の句法のみを守らで自機杼を出だしし人なれば(長歌を二段又は三段に分ちて各段の末に七言の句を重ねたるなど)今の體も憶良の創意なるべし

貧窮問答歌一首并短歌

風雜マヅリ 雨アメふるよの 雨雜アメマヅリ 雪ユキふるよは すべてもなく 寒サムクしあれ
 ば 堅カタ塩シホを取つづしろひ 糟湯酒カスユザケ うちすすろひて しばぶか
 ひ 鼻ハナひしびしに しかとあらぬ ひげかき撫ナデて あれをおき
 て 人はあらじと ほころへど 寒しあれば 麻被アサブスマ 引かがふ

り 布かた衣ギマ ありのことごと きそへども 寒夜サムキヨすらを われ
よりも 貧人マブシキの 父母は 飢寒ハダサムカらむ 妻子メコドモ等は 乞て泣らむ 此
時は いかにしつつか 汝代ナガはわたる
天地は ひろしといへど あがためは 狭サウやなりぬる 日月は
あかしといへど あがためは 照やたまはぬ 人皆か 吾耳アレミや
しかる わくらばに ひととはあるを ひとなみに あれも作ナレル
を 綿もなき 布かた衣の みるのごと わわけさがれる かが
ふのみ 肩に打懸 ふせいほの まげいほの内に 直土ヒタツチに 藁解ウレヒ
敷て 父母は 枕のかたに 妻子メコどもは 足アトの方に 圍居カクミて 憂ウレヒ
吟サマヨヒ かまごには 火氣ヒカリふきたてず こしきには くものすかき
て 飯炊イヒカシク 事もわすれて (ぬえ鳥の) のごよび居ナルに いとのき
て 短物イヒカシクを 端ハシきると 云之如イヘルガゴトク 楚取シモトル 五十戸長サトがこゑは 寢屋
とまで 來立呼ひぬ かくばかり すべなきものか 世間ヨナカの道

此歌二段より成れり。ナガ代ハワタルまでが問にてアメツチ
ハ以下が答なり。各段の末に七言の句を重ねたる事令反感情
歌に同じ○アメフル夜ノノは三卷なるフタ神ノタフトキ
山ノナミタチノ見ガホシ山ト(一四七頁)天ツチニクヤシキ事
ノ世ノナカノクヤシキ事ハ(一九一頁)などのニに同じくニシ
テ又と譯して心得べきノなり。されば風マジリ雨フル夜ノ雨
マジリ雪フル夜は雨ノ夜或ハ雪ノ夜といふ意にはあらで雨
雪ノ風ニタグフ夜といふ意なり○スベモナクは寒さを防が
むすべなきなり○倭名抄廣本(箋註本四卷六四丁)に
鹽 陶隱居曰鹽有九種白鹽和名阿和之保人常所食也崔禹錫
食經云石鹽一名白鹽又有黑鹽今案俗呼黑鹽為堅鹽日本
紀私記云堅鹽岐多之是也
とありて海鹽の純良なるものをアワシホといひ不純なるも
のをカタシホ又キタシといふなり(崔禹錫食經なる白鹽は即

岩鹽にて白鹽和名阿和之保とあると名は同じくて物は別なり○ツヅシロヒはツヅシリの延言にて少しづつ食ふ事なりといふ。例は古義に擧げたり。トリは添辭なり○カスユザケは契沖酒の糟を湯に煎たるなりといへり○シハブカヒはシハブキの延言なり。鼻ヒシビシニを略解に『鼻ビシビシは嚏也。ハナビシハナビシと重ねいふを略ていへり』といへるは非なり。鼻ガヒシビシトといふことにてそのヒシビシは鼻の鳴る音なるべし。ヒシビシトをヒシビシニといふはかの鹽コヲロコヲロニカキナシテと同例なり○シカトアラヌは雅澄の『今世にハカバカシカラヌといふ意なるべし』といへる如し○ホクロヘド寒クシアレバは前なる寒クシアレバに對してナホ寒クシアレバの意と見べし○ヌノカタギヌは袖なし羽織の如きものとおぼゆ。アリノコトゴトは有ル限なり。キソフはキオ

ソフにて重ね着る事○サムキ夜スラヲの上にもナホといふ辭を加へて聞くべし。こゝのスラは二卷(一三二頁)なるニギ膚スラヲ、三卷(一四七頁)なる山道スラヲのスラと同類にて主語を強むる辭なり。以上問者自身の上にて以下は問者の心に思ふ所なり○飢寒良牟は從來ウエサムカラムとよめれどウエは動詞、サムシは形容詞なればそれを重ねてウエサムカラムとは云ふべからず。考には飢を肌の誤としてハダサムカラムとよめり。しばらく之に従ふべし○コヒテナクラムは二卷人麿の長歌(一八七頁)にもミドリ兒ノコヒテナクラムとあり。但こゝは食のみならず衣をも乞ひて泣くなり○コノトキハはカカル時ハなり。下にイカニシツツカとあれば一回の事にあらざるなり○ナガ代ハワタルの汝ナは我より貧しき人に對して云へるなり

アメツチハ以下はその貧しき人の心なり。古義に『次句も自の上の事をいひて答たるにはあらず』と云へるは非なり。問者も貧しくはあれどなほ堅鹽をつづしり糟湯酒をすゝり麻衾を被り布肩衣を重ねる程の餘裕はあるを被問者はさる餘裕だになき様なるを見ても以下は別人の上なる事をささるべし。○狹を舊訓にセバクとよめるを契沖『古語に任てサクとよむべし』といへり。○吾耳は古義の如くアノミともよむべし。ワクラバニはタマタマニの意なりと契沖いへり。作乎は略解にナレルヲとよめるに従ふべし。生レタルヲの意なり。○ワワクは前註に云へる如く亂るゝ事、カガフは檻褸の事とおぼゆ。○フセイホノマゲイホとあるノは例のニシテ又のノなり。マガリイホといふべきをマゲイホといふはなほフシイホと云ふべきをフセイホといふが如し。○ヒタツチは今もヂビタといふ。

足之方は舊訓によりてアトノカタニとよむべし(略解にはアトノベニとよめり)。○憂を舊訓にウレヘと點じたるを古義にウレヒに改めたり。記傳十卷(第一の五四五頁)に

患の假字は三代實錄(○國史大系本二二五頁)に憂禮比とあり。憂禮閉に非ず

といへり。いにしへ四段活なりしが今二段活となれるなり。○サマヨフは呻吟する事なり。二卷なる長歌(一五九頁)にも春鳥ノサマヨヒヌレバとあり。○コシキは即蒸籠(セイロウ)なり。クモノスカキテはクモノと切りてよむべし。蜘蛛ガ巢ヲカキテなり。カクは作る事なり。軍書に井樓ヲカクなどいへり。ノドヨブは喉にて聲を發する事にて畢竟呻く事なり。○イトノキテは甚避(トキ)キテにて極端ニといふ事。イトノキテ以下四句は下なる沈痾(シヤウカ)自哀文に諺曰痛瘡灌鹽、短材截端とあれば當時さる諺ありしな

り○シモトは答。コエハの三言は餘れり。コエハ來立呼ヒヌど
 は云はれざればなり。ネヤトは契沖は閩外なりといひ略解古
 義には寢屋處なりといへり。三卷(七七頁)にイハヤトニタテル
 松ノ樹とあるイハヤトの窟外なるを思へば契沖の説是なる
 に似たり○シモトル以下は略解に『貪くて田租賦役等を責
 らるゝさま也』と云へる如し
 世間ヨナカをうしとやさしとおもへども飛立かねつ鳥にしあらねば

山上憶良頓首謹上

二三は略解に『ウシト思ヒハヅカシト思ヘドモといふ也』とい
 へる如くトビタチカネツは世ヲハナレカネツとなり。頓首謹
 上とあれど誰に贈りしにか知られず

好去好來歌一首 反歌二首

神代より 云傳イヒツツテけらく (虚見つ) 倭國は 皇神スミガミの いくし吉イキム

國言コト靈ミコトの さきはふ國と かたり繼ツギ いひつがひけり 今世
 の 人もことごと 目の前に 見在ミタリ知在シリ 人さには 満てはあれ
 ども (高光タカヒカル) 日御朝庭ヒミカド 神カミながら 愛メデの盛に 天下テンカ 奏マラシたまひし
 家子ウケゴと 撰オホミたまひて 勅旨オホミコト 反オホミ命ミコト 戴持オホミて 唐モロコシの 遠境トホキに つかは
 され まかりいませ うな原ハラの 邊ヘにも 奥オキにも 神カミづまりうし
 はきいます 諸モロの 大御神等オホミカミ 船舳フナノシに 反オホミ布奈フナ 道引ミチノササ麻志マシ遠トホ 天
 地ツチの 大御神等オホミカミ 倭ヤマト 大國靈オホクニミコト (久堅ヒサツルの) あまのみ虚ソラゆ あまが
 けり 見渡ミワタたまひ 事コト了ハハリ 還日カヘラムは 又更マタ 大御神等オホミカミ 船舳フナノシに 御
 手打掛テウチケて 墨繩スミヅナを はへたるごとく 阿庭可遠志アテノトホシ ちかの岬サキよ
 り 大伴オホトモ 御津濱備ミツノハマビに ただ泊ハテに み船は將泊マサハテ つゝみ無く さ
 きくいまして 速歸ハヤ坐マせ
 天平五年の春憶良が遣唐大使多治比真人廣成に餞したる歌
 なり。好去好來歌はサキクイマシテサキクカヘリマセトイフ

歌といふ義なり。但字音によみて可なり。イヒツテケラクは云傳ヘケルハなり。伊都久志吉國は字のま
 まならば舊訓の如くイツクシキクニとよむべし。さて契沖は
 『嚴の字をイツクシとよみて嚴重にましますをいへり』といひ
 略解には『嚴カシキ國といふなり』といひ古義には『嚴威なり』と
 いひ鈴木重胤(書紀通釋第一の三三三頁所引)は『萬葉五にスメ
 神ノイツクシキ國とあるも神の御守の嚴重なる由也』といへ
 り。按ずるに日本靈異記卷下第十に開_レ莒見_レ之經色儼然文字宛
 然とありて儼然をイツクシクシテと訓せり。このイツクシは
 立派といふ事にて嚴重、嚴威などいふ事にあらず。嚴重嚴威な
 고는古語にイカシとこそいへれ。さて今は嚴重といふ意とし
 ても辭足らず(神の御守の嚴重なるをスメ神ノイツクシキ國
 といふべけむや)立派といふ事とすれば義通せず。案ずるに伊

都久志吉の吉は武などの誤なるべし。即イツクシムクニにて
 皇神ノ愛シ給フ國といへるなるべし。さてこそコトダマノサ
 キハフ國との對もよろしけれ。○コトダマは言語にくしき作
 用ありてたとへば祝へば吉事あるをいふ(犬雞隨筆上卷三五
 頁參照)。サキハフは助クルなり。○初にイヒツテケラクといひ
 て末にカタリツギイヒツガヒケリといへるは某ノイヘラク
 云々トイヘリなどいふと同例なり。ツガヒはツギの延言なり
 ○今ノ世ノ人モコトゴト目ノ前ニ見タリシリタリとは右ノ
 事ハタダ世ニ云傳フルノミナラズ今モ眼前ニ見聞スル所ナ
 リといふ意にて下に神助によりて恙なく歸り來らむと祝は
 む伏線なり。○人サハニ滿チテハアレドモは天下ニ人多カレ
 ドとなり。日ノミカドは天皇。天皇は神にてましますせばおもほ
 し又はのたまひ又はしたたまふ事にみなカムナガラといふこ

とを冠らせいふなり。メデノサカリは宣命に例多し。御賞美の
餘といふことなり。詔詞解第二十二詔の處(宣長全集第五の三
〇五頁)に

此萬葉なる愛能盛爾は撰タマヒテへ係れり。天下云々へ係
ていへるにはあらず

といへり。天ノ下マヲシタマヒシ家ノ子とは天下ノ政ヲ執リ
シ人ノ子孫トシテといふこと。左大臣丹治比真人島といふ人
の子孫なればなり。さて人サハニミチテハアレドモカムナ
ガラもメデノサカリニも皆エラビタマヒテにかゝれり。さて
エラビタマヒテより上の主格は天皇、下の主格は廣成なり。テ
の前後にて主格のかはれる例は上(四四頁)にもあり。マカリイ
マセはマカリイマスニなり。○ウナバラノより見ワタシタマ
ヒまでの十六句は往路のさまなり。○カムヅマリは記傳十一

卷(全集第一の六三三頁)及大祓詞後釋上卷(全集第五の四二四
頁)にいへる如くしづまります事なり。集りますことにあらず。
ウシハクはおのが處と領するをいふ。ウナバラノ以下六句は
畢竟海原ノ處々ニイマス神タチといふ意なり。○ミチビキの
下の麻志遠は一本に麻遠志とありといふ。千蔭雅澄は之を是
としてマヲシとよみたれどマヲシといふべき處にあらず。遠
を衍字としてミチビキマシとよむべし。○アメツチノ以下四
句は天地ノ神ト大和ノ大國御魂神トガといふ意。かく大國御
魂神を取分けていへるは朝庭の御産土神なればなり。○見ワ
タシタマヒは四方を見渡して大使の船を護りたまふなり。○
事ヲハリ以下は歸路のさまなり。スミ繩ヲハヘタルゴトクは
マツスグニなり。こゝも御手ウチカケテのテの前後にて主格
かはれり。○阿庭可遠志の庭は一本に遅とありといふ。此二句

オホトモノミツノハマビに對したればアヂカヲシはチカに
 冠らせたる辭とおぼゆ。宣長も智可の枕辭として
 アヂカ、チカと言の重なる枕詞也。さてアヂカは未考へず。ヲ
 シはヨシといふに同じ
 といへり。なほ考ふべし。○智可は記傳五卷(全集第一の二四九
 頁)に『今の五島平戸などの島々をすべいふなるべし』といへり。
 當時の日本の西のはてなり。ハマビは濱邊なり。上にもウメノ
 花チリマガヒタル岡ビニハとあり。タタハテは途中ニ泊ラズ
 シテなり。ツツミナクは今のツツガナクなり。ツツムコトナク
 ともツツマハズともいへればツツムといふ動詞よりツツミ
 といふ名詞に轉じたるなり(玉勝間十二卷五丁參照)

反歌

(大伴)御津、松原かき掃てわれ立待速歸坐せ

カキハキテは掃除シテなり。カキは添辭。○此頃憶良は筑紫よ
 り歸りて大和にありき
 難波津にみ船泊ぬときこえこば紐解さけてたちはしりせむ
 天平五年三月一日良宅對面獻三日山上憶良謹上
 大唐大使卿記室
 紐トキサケテは略解に『紐結ぶまでもなくいそぎ迎へてむと
 いふ也』といひ古義は之に従へり。又タチハシリを古義に『いそ
 ぎ立走行て迎へまゐらせむぞとなり』といへり。案ずるに紐ト
 キサケテは上着をぬぐ事にて(四卷二七頁參照)タチハシリは
 今いふ奔走なり。されば今は上着ヲヌギステテ奴僕ト共ニ奔
 走セムといへるなり
 略解に良宅對面獻三日の七字を小字に書きて『今本に本行に
 せり。もと小字に書るなるべし』といひ次に

良は憶良の略、獻ルハ三日也とは朔日に此歌どもをよみて
それを大使に見せたるは三日といふ事なるべし
といへり。記室は今いふ秘書

沉痾自哀文 山上憶良作

竊以朝夕佃食山野者、猶無災害而得度世、謂常執弓箭、不避六齋、所
盾禽獸、不論大小、孕及不孕、並皆殺食、以此爲業者也。晝夜釣漁河海
者、尙有慶福而全經俗、謂漁夫潛女各有所勤、男手把竹竿、能釣波浪
之上、女者腰帶鑿籠、潛探深潭之底者也。況乎我從胎生迄于今日、自
有修善之志、曾無作惡之心、謂聞諸惡莫作、諸善奉行、之教也。所以禮
拜三寶、無日不勤、每日誦經發露懺悔也。敬重百神、鮮夜有闕、謂敬拜
天地諸神等也。嗟乎媿哉、我犯何罪、遭此重疾、謂未知過去所造之罪
若是現前所犯之過、無犯罪過、何獲斯病乎。初沈痾已來、年月稍多、謂
經二十余年也。是時年七十有四、鬢髮斑白、筋力危羸、不但年老、復加斯

病、諺曰、痛瘡灌鹽、短材截端、此之謂也。四支不動、百節皆疼、身體太重、
猶負鈞石、二十四銖爲一兩、十六兩爲一斤、三十斤爲一鈞、四鈞爲一
石、合一百二十斤也。懸布欲立、如折翼之鳥、倚杖且步、比跛足之驢、吾
以身已穿俗、心亦累塵、欲知禍之所伏、崇之所隱、龜卜之門、巫祝之室、
無不往問、若實若妄、隨其所教、奉幣帛、無不祈禱、然而彌有增苦、曾無
減差、吾聞前代多有良醫、救療蒼生病患、至若榆枌、扁鵲、華佗、秦和、緩
葛、稚川、陶隱居、張仲景等、皆是在世良醫、無不除愈也。扁鵲姓秦、字越
人、勃海郡人也。割胸探心腸而置之、投以神藥、即寤如平也。華他字元
化、沛國譙人也。若有病結積沈重者在內者、剝腸取病、縫復摩膏、四五
日差之。追望件醫、非敢所及、若逢聖醫神藥者、仰願割剝五藏、抄探百
病、尋達膏肓之隙處、(肓、隔也、心下爲膏、攻之不可、達之不及、藥不至焉)
欲顯豎之逃匿、(謂晉景公疾、秦醫緩視而還者、可謂爲鬼所殺也)命
根既盡、終其天年、尙爲哀。聖人賢者一切含靈、誰免此道乎。何況生錄

未半為鬼枉殺、顏色壯年為病橫困者乎、在世大患孰甚于此、
 志怪記云、廣平前太守北海徐玄方之女年十八歲而死、其靈謂馮
 馬子曰、案我生錄、當壽八十餘歲、今為妖鬼所枉殺、已經四年、此遇
 馮馬子、乃得更活、是也、內教云、瞻浮洲人壽百二十歲、謹案此數、非
 必不得過此、故壽延經云、有比丘名曰難達、臨命終時、詣佛請壽、則
 延十八年、但善為者、天地相畢、其壽夭者、業報所招、隨其修短而為
 半也、未盈斯竿而過死去、故曰未半也、任徵君曰、病從口入、故君子
 節其飲食、由斯言之、人遇疾病、不必妖鬼、夫醫方諸家之廣說、飲食
 禁忌之厚訓、知易行難之鈍情、三者盈目滿耳、由來久矣、抱朴子曰、
 人但不知其當死之日、故不憂耳、若誠知羽翮可得延期者、必將為
 之、以此而觀、乃知我病蓋斯飲食所招、而不能自治者乎、
 帛公略說曰、伏思自厲以斯長生、生可貪也、死可畏也、天地之大德曰
 生、故死人不_レ及_レ生鼠、雖為王侯、一日絕氣、積金如山、誰為富哉、威勢如

海、誰為貴哉、遊仙窟曰、九泉下人一錢不直、孔子曰、受之於天、不可變
 易者形也、受之於命、不可請益者壽也、見鬼谷先生相人書、故知生之
 極貴、命之至重、欲言言窮、何以言之、欲慮慮絕、何由慮之、惟以人無賢
 愚、世無古今、咸悉嗟歎、歲月競流、晝夜不息、曾子曰、往而不反者年也、
 宣尼臨川之嘆、亦是矣也、老疾相催、朝夕侵動、一代歡樂、未盡席前、魏
 文惜時賢詩曰、未盡西苑夜、劇作北邙塵也、千年愁苦、更繼坐後、古詩
 云、人生不滿百、何懷千年憂矣、若夫群生品類、莫不皆以有盡之身、並
 求無窮之命、所以道人方士、自負丹經、入於名山、而合藥之者、養性怡
 神、以求長生、抱朴子曰、神農云、百病不愈、安得長生、帛公又曰、生好物
 也、死惡物也、若不幸而不得長生者、猶以生涯無病患者、為福大哉、今
 吾為病見惱、不得臥坐、向東向西、莫知所為、無福至甚、總集于我、人願
 天從、如有實者、仰願頓除此病、賴得如平、以鼠為喻、豈不愧乎、已見上
 也、

弧を以て圍める處は通本の分註を便に従ひて書下したるなり。官本等によりて改め又は補ひたる字には右傍に△を加へつ。○盾は官本に値とありといふ。古義に『有の誤ならむと云る説もあり』といへり。○犯の上に造をおとしたるか。○契沖は已を未に改めねば理とほらすといへれど従はれず。穿は或は誤字ならむ。○沈重の下の者は衍字か。○攻之不可達之不及藥不至焉の十二字は次の分註(即謂晋景公疾云々)の中に入りしが紛れてここに入りしなり。○而字の下脱字あるべし。○善爲兩字倒かと契沖いへり。○矣也も顛倒か。○福大も前記に天平五年三月作の歌あり。後記に同年六月作の歌あれば此文も亦天平五年の作なり。而して憶良は此年に卒せしなるべし。憶良の罹れりしはいかなる病なるか。初沈痾已來年月稍多(謂

經二十余年也)是時七十有四といひ(年齢については聊思ふ所あり。後に至りて云ふべし)四支不動百節皆疼身體太重猶負鈞石懸布欲立如折翼之鳥倚杖且步比跛足之驢といひ略解に懸布云々を釋して『布を梁などに懸てそれにすがりて起ことにて病る様をいへるならん』と云へるは従はれず。懸布は布衣を身に取懸くる事なるべし。兩腕不隨の人の衣を着たるげに翼折れたる鳥に比すべし。今吾爲病見惱不得臥坐といへるを見ればほど何の病なるかを察すべし。

悲歎俗道假合即離易去難留詩一首并序

竊以釋慈之示教(謂釋氏慈氏)先開三歸(謂歸依佛法僧)五戒(而化法界)謂一不殺生、二不偷盜、三不邪淫、四不妄語、五不飲酒也。周孔之垂訓前張三綱(謂君臣、父子、夫婦)五教以濟邦國(謂父義、

母慈、兄友、弟順、子孝、故知引導雖二、得悟惟一也、但以世无恒質、所以陵谷更變、人无定期、所以壽夭不同、擊目之間百齡已盡、申臂之頃千代亦空、且作席上之主、夕爲泉下之客、白馬走來、黃泉何及、隴上青松空懸信劍、野中白楊但吹悲風、是知世俗本無隱遁之室、原野唯有長夜之臺、先聖已去、後賢不留、如有贖而可免者、古人誰無價金乎、未聞獨存遂見世終者、所以維摩大士疾玉體于方丈、釋迦能仁掩金容乎雙樹、內教曰、不欲黑闇之後來、莫入德天之先至、(德天者生也、黑闇者死也)故知生必有死、死若不欲、不如不生、况乎縱覺始終之恒數、何慮存亡之大期者也、俗道變化猶擊目、人事經紀如申臂、空與浮雲行、大虛、心力共盡無所寄

老身重病經年辛苦及思兒等歌七首 長一首 短六首

(靈剋) 内限は(謂瞻浮州人壽一百二十年也) 平けく 安くもあら

むを 事も無も無もあらむを 世間の うけくつらけくいと
 のきて 痛き瘡には 鹹鹽を 灌ちふ 何ごとく 益益も 重馬
 荷に 表荷うつと いふことのごと 老にてある 我身上に 病
 をら 加てあれば 晝はも 歎かひくらし 夜はも 息づきあか
 し 年長く やみし渡れば 月累 憂吟ひ ことごとは しなな
 と 思ど (五月蠅なす) さわぐ兒等を うつてては 死は 不知 見
 乍あれば 心はもえぬ かにかくに 思わづらひ ねのみしな
 かゆ

ウチノカギリは生涯といふことと思はる。記傳三十九卷(全集 第三の二二一二頁)に

注に謂瞻浮州人壽一百二十年也とあるはかの魂極の説に (○タマキハルを魂極の意とする説に)なれたる後世人のし わざにて此上の文に内教云とて此語のあるを取持來てこ

こに書入たるなり。是を自注と思ふはひがごとなり
 といへれど歌に漢文の註を挿める、後人のしわざとして
 まりに大膽なり。なほ自註と見べし。ウチノカギリが一生とい
 ふ事なる故に經文を引きてしかじかど云へるなり。○モナク
 のモは記傳十三卷(全集第一の七三九頁)に『死たることのみ
 もあらず何事にまれ凶事をいふなり』といひ又ことのモナク
 は無恙といふ意なりといへり。○ウケクツラケクは憂キ事ヨ、
 ツラキ事ヨといふ意にてことにて切れて下へは續かざるな
 り。○イトノキテ痛キ瘡ニハ鹹鹽ヲソソグチフ何如クは當時
 の諺なり。上なる貧窮問答歌にもイトノキテ短キ物ヲ端キル
 トイヘルガ如クとあり又上なる沈痾自哀文にも諺曰痛瘡灌
 鹽短材截端ともいへり。イタキキズニハのハには意なし。何は
 古義にいへる如く衍字なるべし。○マスマスマ重キ馬荷ニ云

云は今のオモ荷ニ小附といふ諺に當れり。此歌にはウハ荷と
 あれど後撰集にはオモ荷ニハイトド小附ヲ云云とよめり。ウ
 ハ荷ウツのウツは添ふる事とおもはる。今の世にも小附ヲウ
 ツといふ由略解に見えたり。○オイニテアルは老去タルなり。
 ヤマヒヲラのラは助辭なり。二十卷にも子ヲラ妻ヲラオキテ
 ラモキヌとあり。○ヤミシワタレバのシも助辭。○コトゴトハ
 を契沖は異事の意として『異事とは子等を思ふ外の事なり』と
 いへれどげにとはおぼえず。案するにコトゴトハは古今集離
 別なるカキクラシコトハフラナム春雨ニヌレギヌキセテ君
 ヲトドメムとあるコトハと同じくてカクノ如クナラバとい
 ふ意なり。はやく中島廣足の海人のくぐつにも
 萬葉五長歌コトゴトハシナナトオモヘド云々此コトゴト
 ハはコトハを二つ重ねいへるなるべし。其意にてよく聞ゆ。

これを悉の意に解たるはあたらす
 といへり。シナナは死ナムなり。○ウツテテハは契沖「ウチステ
 テハにてチスをつづめてツといへるなり」といへり。案ずるに
 ウツツルはスツルといふ意にてもとより一つの語なるべく
 而してかのナゲウツル御杖、フキウツルイブキノ狭霧などあ
 るウツルはウツツルのツの一つはぶかりたるならむ。シニハ
 シラズは死ヌル事ハ知ラズなり。死ぬる事をシニといへる例
 は四卷一一頁に擧げたり。○見ツツアレバはサワグ兒ドモ
 ヲ見ツツアレバなり。古義に『老身重病さまさまのうけくつら
 けき事を見つつ有ばといふなり』といへるは非なり。因にいふ
 ツラキをツラケキといへる例なし。カニカクニはイロイロな
 り

反歌

なぐさむる心はなしに雲隠鳴往鳥のねのみしなかゆ
 ナグサムルは己ヲナグサムルにてナグサムといふに同じ。コ
 コロハナシニは心ハナクテなり。三四は序
 すべもなく苦しくあれば出はしりいなと思ごころにさやり
 ぬ

イデハシリイナナトモヘドは長歌にシナナトモヘドといへ
 るに當れり。サヤルはほださるる事

富人の家の子等のきる身なみくたしすつらむ絶綿らはも

身體は唯一つなれば衣服はあまたあれども着る身なきなり。

クタシは腐ラシなり

龜妙の布衣をだにきせ難にかくや歎かむせむすべをなみ

アラタへは粗布なり。ガテニは不敢なり。さればキセガテニは

着セカネテなり。カクヤナゲカムはカクヤナゲキツツアルべ

キとなり。略解古義に以上二首を貧窮問答歌の反歌のまぎれ
 てこゝに入れるなりとせり。げにこゝの反歌は第一首にまづ
 所謂經年辛苦の状をいひ第二首に苦しみの餘寧死なむと思
 へど子等に絆されて死なれぬ由をいひ第五首に子等の爲に
 却りて長壽のねがはるゝ趣を云へるなれば中間に第三首と
 第四首とが介在しては思想連續せず。其上長歌に貧しきを嘆
 ける辭なきを反歌に到りて俄に子等に着すべき衣服を欲す
 る意を述べべきにあらず。されば第三第四の二首は貧窮問答
 歌に屬すべきなり。題辭の下に長一首短六首とあるは後人の
 さかしらなり
 (水沫なす)微命モロキも栲繩タケナハの千尋にもがと慕チカヒくらしつ
 ナガクモといふことをタクナハノ千ヒロニモといへるなり。
 ガは後世のガナなり

(倭文手纏)數も不在身には在ど千年にもがとおもほゆるかも神去
 類故更載於茲

天平五年六月丙申朔三日戊戌作

シヅタマキの歌は舊作にて今の長歌の反歌にとて作れるな
 らねどミナワナスの歌の類なれば更に茲に書載せつといへ
 るなり

戀男子名古日歌三首長二首

世人の貴慕タフトミチガフ七種の寶も我はナニセムニ何爲ナニニわが中能ニ産れ出有イデタル
 白玉の吾子フルヒ古日はアカボシ(明星の)開朝アラルアシタはニ(敷たへの)とこのへさら
 す立れども居れどもともに×戯れユツク(夕星の)ゆふべになれ
 ばいざねよと手をとつさはり父母も表トホ者ナなさかりサキ(三
 枝の)中にをねむと愛ウツクシくしがかたらへば何時イツシかもひとと
 なりいでてあしけくもよけくも見むと(大船の)おもひたの

むに おもはぬに 横風の 爾母布敷可爾 布敷可爾 覆來れば
 せむすべの たごきをしらに しろたへの たすきをかけ ま
 そ鏡 てにとりもちて 天神 あふぎこひのみ 地祇 ふして額
 拜 かからずも かぶりも 神乃末爾麻仁等 立阿射里 我例
 乞のめご 須臾も よけくはなしに 漸々 かたち都久保里
 朝朝 いふことやみて (靈剋) いのちたえぬれ 立をどり 足す
 りさけび 伏仰 むねうちなげき 手に持る あがことばしつ
 世間の道

ナナクサノタカラは所謂七寶なり○ナニセムニは上(二一頁)
 にいへる如く何ノ爲ニといふ意なり。此下に七言一句おちた
 りとおぼゆ。古義には臆を以てネガヒホリセムの七言を補へ
 り○和我中能は古義に
 吾子といふへ續けて意得べし。爾と云はずして能と云るは

此故なり。中とは夫婦の中のみよしなり

といへれどワガ中ノワガ子と續くべくもあらねばなほ能は
 爾の誤とすべし○シラタマノワガ子は源氏物語桐壺卷なる
 玉ノヲノコ御子の類なり○アカボシノはアクルニかゝれる
 枕辭なり。トコは家族の起臥すべく室内に一段高く作り設け
 たる處をいふ○略解に『レドモトモニの下に一句半おちし
 ならむ』といひ古義に『試にいにはカキナデテコトドヒタハレ
 などありしが落しにや』といへり。案ずるに父母トアソビタハ
 ブレとありしがタハブレのみ残れるか○手ヲタヅサハリの
 ヲは一種の助辭なり。上(二四頁)にもヨチコラト、テタヅサハリ
 テとあり○表者は舊訓にウヘハとよめり。契沖の説に『ウヘハ
 は彼方此方なり。古日が中にあるよりいへば兩方ともに表な
 り』といへり。おそらくは表は遠の誤にて者は衍字ならむ。略解

には表を遠の誤としてトホクハナサカリとよむべしといへ
 れどハといふ辭なからむ方まされり○愛久は略解にウツク
 シクとよめるに従ふべし。カハユクといふ意なり○シガは古
 義にソレガなりといへり○アシケクモヨケクモは悪シクア
 ラムモ善クアラムモとなり○横風は契沖のヨコシマカゼと
 よめるに従ふべし○爾母以下十字のうち終の布敷可爾は一
 本に無き由なれば契沖のいへる如く衍字とすべし。残れる爾
 母布敷可爾を宣長は爾波可爾母の誤としてニハカニモとよ
 めり。しばらく之に従ふべし○其次の句は舊訓にオホヒキヌ
 レバとよめるを雅澄はオホヒキヌレバに改めたり。もこのま
 まにて可なり。さてヨコシマ風ノオホヒキヌレバを契沖は風
 邪に侵されしなりとせり○シロタヘノ以下四句は神を祭る
 さまなり○アマツ神アフギコヒノミを契沖の『天神なればア

新編 阿波國志

フギといふ。下の地祇をフシテと云相對なり』といへるは非な
 り。地祇なればとて足下にいますにあらねば伏して向ふべき
 にあらず。フシテはヌカヅキにかゝれるなり。さればアフギコ
 ヒノミとフシテヌカヅキとおきかへても妨なし○カカラズ
 モカカリモは契沖『神の恵にかゝらずもかゝりも也』といへり
 ○此あたり脱句ありと見ゆ。雅澄はカカリモの下に吉惠、天地
 乃の五字を補ひ末爾麻仁等の仁を削りてカカリモヨシエ、ア
 メツチノ、神ノマニマトとせり。ヨシエはヨシヤに同じ○立阿
 射里はこのまゝにては舊訓の如くタチアザリとよまむ外な
 し。そのアザリを契沖はアセリに同じとし雅澄は土左日記、源
 氏物語などのアザレに同じとせり。案するに阿射里は阿何里
 の誤字にあらざるか。我例の例は衍字ならむ○ヨケクハナシ
 ニはヨクアル事ハ無クテとなり○漸々は舊訓にヤウヤクニ

だよめるを宣長はヤヤヤニとよみ改めたり。さるを又雅澄
 はヤウヤウニとよみ改めて
 古言にヤヤといふことあれどそはヤを重ねたるなればそ
 を再重ねてヤヤヤといふべからず。案ずるに今はヤヤ
 を延べてヤウヤウといへるにてなほヤカをヤウカといふ
 が如し。さて此集の頃にはかくさまに語を延ぶることあら
 じと思ふ人もあるべけれどマケズといふことをマウケズ
 と延べたる例十八卷にあればはやく此集の頃にもヤウヤ
 ウと延べいひけむ(採要)
 といへり。マウケズと延べたる例といへるは十八卷なる家持
 の七夕歌にワタリモリ、フネモ麻宇氣受、ハシダニモ、ワタシテ
 アラバとあるを云へるなり。なほ考ふべし。〇都久保里は契沖
 『都久は久都のさかさまに寫されてクヅホリにや』といひ雅澄

は後世の書にクヅヲレとある例を擧げて『クヅヲレと書るも
 クヅホレの誤ならむにや』といへり。これもなほ考ふべし。〇足
 スリサケビのスは清みて唱ふべしと古義にいへる如し。〇手
 ニモタルアガゴトバシツは子を玉にたとへたるにて冒頭な
 るシラ玉ノアガ子古日ハと照應せるにもあるべけれどあま
 りに放膽なり。〇ヨノナカノ道はアハレ世ノ中ノ道ハセム方
 ナシといふべきを略したるなり。

反歌

わかければ道行しらじまひはせむしたべの使おひてとほらせ
 我子ハナホ稚ケレバ行クベキ道ヲ知ラジ、冥官ノ使ヨ贈物ヲ
 スベケレバ負ヒテ行キテヨといへるなり。マヒは贈物なり。賄
 賂といふさがなき意を含まず
 布施おきて吾はこひのむあざむかずただに率去てあまぢしら

しめ

右一首作者未詳但以裁歌之體似於山上之操載此次焉
 布施は古義の如く音にてツセとよむべし(略解にはヌサとよ
 めり)コヒノムは佛ニなりアマヂシラシメは上天ノ路ヲ知ラ
 シメヨとなり
 操は調の義なり漢籍に風操などいへる操なり古義に『舊本こ
 こに右一首云々とあるは例の後人の書加へしなり此卷憶良
 の家集と見ゆれば自の名書ざりし處もありしなるをや』とい
 へるは非なり或人の老身重病云々までを筆録して一卷とな
 せるに家持が他より此歌(戀男子名古日歌)を獲て作者は未詳
 なれど憶良の歌に似たればとて書添へたるなりされば右一
 首云々は家持の註せるなり代匠記に
 此歌は今按神龜年中に憶良のよまれたるを撰者類を以て

此に載る歟其故は上に憶良の妻は神龜五年死せられたる
 に今の歌に父母モ表者ナサカリ三枝ノ中ニヲ寢ムとあれ
 ばなり神龜五年は憶良六十九歳なれば後妻を迎へらるべ
 うもなし下に歌の數を注せるは後人の私にせるを本文か
 と思ひて書添へたり其故は終に至て右一首と撰者の注せ
 る意尤明なれば此に短二首とあるべきやうなし此に准ず
 るに上にも員數を注せる中に作者撰者のせぬ事も交るべ
 し
 といへり憶良の年齢については余の思ふ所あり下にいふべ
 し

附録

萬葉集卷第五の筆録者

代匠記總釋首卷雜說(活字本二五頁)に

第五は太宰帥大伴卿報_三凶問_二歌と云より山上憶良の戀_三男子名古日_二歌と云に至るまで神龜五年より天平五年迄の雜歌なり。此は憶良の記し置かれたるに、家持の終の一首を加へて注せられたりと見えたり。其中に大伴熊凝が歌までは筑紫にての作、好去好來歌より終までは都にての作なり云々

といひ考別記に

かくて今の五の卷は山上憶良大夫の歌集ならん

といひ略解(卷第五卷末)に

此卷憶良の家集と見ゆれば自らの名書ざりし所も有べし

といひ古義(五卷の末)にも

此卷憶良の家集と見ゆれば自の名書ざりし處もありしなるをや

といへり。本集卷第五は果して憶良の筆録又は家集なりや。まづ書殿餞酒日倭歌四首及聊布_三私懷_二歌三首の後また和_下遊_三松浦河_二贈答歌_上三首の後に筑前國司山上憶良謹上とあり好去好來歌の後に山上憶良謹上大唐大使卿記室とあるは元來人に贈る爲に作れる歌又は書牘なれば家に残すにも人に贈りしまゝに謹上等の文字及官名を存せるはさもあるべき事なり。されど詩及日本挽歌の後に筑前國守山上憶良上とあり貧窮問答歌の後に山上憶良頓首謹上とあり和_下爲_三大伴熊凝_二述_三其志_二歌_上六首に敬の字を添へたるは家集に記すべき文字にあらねば人ありて憶良が旅人、陽_ヤ春_ス等に贈れるまゝに寫し留めたるものとせざるべからず(和爲熊凝述其志歌にては筑前國守司山上憶良の九字は歌の後にありけむを題辭の上に移して)

武田氏も

謹上の文字は對手方に於て蒐集せられたものなることを示し云々

といへり

殊に沈痾自哀文の題辭の下なる山上憶良作の五字は憶良の家集にあらざる事を證して餘あるものと謂ふべし。又神龜五年より天平五年まで六年の間に憶良の作りし歌はもとより此に止まらざるべし。此卷もし憶良の家集ならば外の歌をも擧げざらむや。現に天平元年及二年に作りし七夕歌ありて卷八に見えたるをや

或は云はむ。もし憶良の家集にあらずとせば好去好來歌の奥に天平五年三月一日良宅對面獻三日山上憶良謹上云々とありシヅタマキ數ニモアラヌといふ歌の註に去神龜二年作之但以類故更載於茲とあるをいかがせむ。此等は憶良の自註にあらずや

と。答へて云はむ。げに此等は自註なり。但卷中の自註は此等に止まらず。哀世間無住歌の後なる神龜五年七月二十一日於嘉摩郡撰定筑前國守山上憶良とあるも詠鎮懷石歌の後なる右事傳言那珂郡伊知郷箕島人建部牛麻呂是也とあるも老身重病云々歌の後天平五年六月丙申朔三日戊戌作とあるも皆自註なり。此等の歌は憶良が表だたで此卷の筆録者に見せしにてもあるべく又此卷の筆録者が憶良の草稿について抄寫せしにてもあるべし

近頃此卷を旅人の筆録とする説あれど其然らざるは卷頭に太宰帥大伴卿報凶問歌とあり歌詞兩首の分註に太宰帥大伴卿とあり後人追和之詩の下に都帥老とあり(帥老は自稱にあらず)旅人の薨じて見るに及ばざりし歌(大伴熊凝歌以下)あるにて知るべし

然らば此卷の筆録者は誰なるか。憶良の詩及日本挽歌、寧樂人、藤原房前、吉田宜、憶良の歌并に書牘、憶良の餞酒日歌及布私懷歌など旅人に贈れる詞藻を収録せるを見れば旅人の左右の人のしわざなること疑ふべからず。本集の編者にして旅人の子なる家持は天平二年に父の許にありしこと四卷に見えたれど當時なほ幼なりし明徴あれば決して此人のみやびにあらず。卷中に憶良の敬和爲熊凝述其志歌あり。敬和とあれば前にも云へる如く憶良が麻田陽春に贈れるまゝに寫し留めたるなり。さて此歌を憶良の作りしはいつにか詳ならねど熊凝の安藝國にて死せしは天平三年六月十七日なれば早くとも同年七月以後の作なり。而して旅人の薨せしは同年七月一日なればおそらくは旅人の許に送りしにはあらず。されば此歌を筆録せしは旅人と共に京に歸りし人にはあらで旅人におくれて太宰府に留まれる人な

らむ。旅人におくれて太宰府に留まれる人はあまたあるべけれど陽春は實に其一人なり。何によりて然はいふぞといはむに四卷に太宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿筑前國芦城驛家歌四首ありて其うちの二首の後に右二首大典麻田連陽春とあればなり。假に陽春を此卷の筆録者とせむに憶良が陽春に贈りし歌のさながらに即敬の字の添ひたるまゝにて採録せられたるは自然の事なり。されど余は右の如き薄弱なる理由に基づきて陽春を以て此卷の筆録者なりと推定することを好まず。ただ此卷は旅人の左右の人の筆録にて陽春も亦其筆録者に擬せらるべき一人なりといふのみ

山上臣憶良年齢考

天平五年の作とおぼゆる沈痾自哀文に

是時年七十有四、鬢髮斑白、筋力尪弱
とあれば天平五年に七十四歳なりしこと的確なるが如くなれ
ど細に思へばなほ疑なきにあらず。まづ天平五年七十四歳とし
て年譜を作らば左の如くならむ

齊明天皇六年(紀元一三二〇年) 一歳

此年誕生

文武天皇大寶元年(一三六一年) 四十二歳

正月遣唐使少録となさる。當時無位(續紀)

同二年(一三六二年) 四十三歳

六月發船(續紀)

慶雲元年(一三六四年) 四十五歳

七月歸朝(續紀)○在唐中憶本郷歌を作る(本集卷一)

元明天皇和銅七年(一三七四年) 五十五歳

正月正六位下より從五位下に陞せらる(續紀)

元正天皇靈龜二年(一三七六年) 五十七歳

四月伯耆守となる(續紀)

養老五年(一三八一年) 六十二歳

正月詔して人々と共に退朝の後東宮に侍せしめらる(續紀)

同七年(一三八三年) 六十四歳

七月令に應じて七夕歌を作る(本集卷八) 本には八年とあれど養老八年を神龜元年と改

められしは其年の二月なれば八年とあるは七年の誤とすべし

聖武天皇神龜元年(一三八四年) 六十五歳

七月左大臣(長屋王)の家にて七夕歌を作る(本集卷八)

同三年(一三八六年) 六十七歳

此年筑前守となる(天平二年の作なる聊布私懷歌にアマザカル鄙ニ五年スマヒツツとあるを證とす)

同五年(一三八八年) 六十九歳

任地にて妻を失ひ之を悲しみて詩及日本挽歌を作る(本集卷五)○七月筑前國嘉摩郡にて令反感情歌、思子等歌、哀世間難住歌を撰定す

天平元年(一三八九年) 七十歳

七月太宰帥大伴旅人の家にて七夕歌を作る(本集卷八)○鎮懷石歌を作りしも此年か(本集卷五)

同二年(一三九〇年) 七十一歳

正月太宰帥の家にて梅花歌を作る(本集卷五)○七月帥の家にて七夕歌を作る(本集卷八)○同月帥の遊松浦河贈答歌を和す(本集卷五)○十二月書殿餞酒日倭歌及聊布私懷歌を作りて旅人に贈る(本集卷五)

同三年(一三九一年) 七十二歳

爲熊凝述其志歌を和す(本集卷五)

同五年(一三九三年) 七十四歳

三月好去好來歌を作りて遣唐大使多治比廣成に贈る○沈痾自哀文を作る○六月悲歎俗道假合即離易去難留詩及老身重病經年辛苦及思兒等歌を作る(以上本集卷五)○病中藤原八束の使に訪はれてヲノコヤモ空シカルベキといふ歌を作る(本集卷六)○卒せしは此年か

右によれば四十二歳まで無位にて此年遣唐使少録となりしなり。たとひ寒門の出なりとも四十二歳にして始めて官途に就かむは遅きに過ぎずや。是年齢に疑ある一なり。次に妻を失ひしは六十九歳なれば妻はた壯にはあるまじきに日本挽歌の調によれば老妻とは思はれず。殊に詩序中に嗟乎痛哉紅顔共三從長逝、素質與四德永滅といへる豈老妻にいふべき辭ならむや。是二な

り。又同年に作れる思子等歌に瓜ハメバコドモオモホユ、栗ハメ
 バマシテシヌバユといひマナカヒニモトナカカリテといへる
 皆小兒の趣なり。これのみならず天平五年即七十四歳の作なる
 思兒等歌にもコトゴトハ死ナナト思ヘド、サバヘナスサワグ兒
 ドモヲ、ウツテテハ死ハ知ラズといへり。サワグ兒ドモといへる
 を十歳の小兒と假定せむに神龜元年即六十五歳の時に生まれ
 し子とせざるべからず。是三なり。次に哀世間難住歌は六十九歳
 の作なるべきに其序に因作一章之歌以撥二毛之歎とあり。二毛
 は禮記檀弓下に古之侵伐者不斬祀、不殺厲、不獲二毛、左傳僖公二
 十二年に君子不重傷、不禽二毛、文選潘岳秋興賦序に晋十有四年
 余春秋三十有二始見二毛とありて黑白二髮の相交れるなり。七
 十四歳の作なるべき沈痾自哀文の中にも鬢髮斑白とあり。たと
 ひ億良人よりすぐれて強健にして年齒懸絶せる婦人を娶り六

十五歳にて子を生まれ七十四歳にてなほ二毛斑白なりとも沈
 痾自哀文は辭を極めて病衰を悲しめる趣なれば齡に比して壯
 なる事などは書くまじきなり。是四なり。次に天平五年に重き病
 に罹れりし時人の來りてとぶらひしをりに作れる
 をのこやも空しかるべき萬代にかたりつくべき名はたてず
 して
 といふ歌本集卷六に見えたり。措辭豪壯、豈七十四翁の意氣なら
 むや。是五なり。以上五箇條の理由に基づきて思へば沈痾自哀文
 に是時歳七十有四とあるはおそらくは五十有四などの誤なる
 べし(草書の五の字は七の字にまがひぬべし)。しばらく天平五年
 五十四歳とすれば天武天皇八年の誕生にて始めて官途に就き
 しは二十二歳、筑前にて妻を失ひしは四十九歳、二毛を嘆じ斑白
 を哀しみしは四十九歳と五十四歳とにて卒せし時なほサワグ

兒ドモのありし事はた怪しむに足らず
 或は云はむ。本集一卷藤原宮御宇天皇代の下に
 幸_二于紀伊國_一時川島皇子御作歌或云山上臣憶良作、白浪の濱松
 が枝の手向草幾代までにか年の經ぬらむ、一云年は經にけむ
 とありて左註に
 日本紀曰朱鳥四年庚寅秋九月乙亥朔丁亥天皇幸_二紀伊國_一也
 とあり又卷九に
 山上歌一首、白なみの濱松之木の手酬草幾世までにか年はへ
 ぬらむ、右一首或云河島皇子御作歌
 とあり。憶良果して天武天皇八年の生誕ならば朱鳥四年には十
 一歳なり。十一歳の少年にして行幸のみともして右の歌をよむ
 ことを得むやと。答へて云はむ。一卷の題辭は持統天皇御宇幸_二紀
 伊國_一時に川島皇子の作り給ひし歌とも年月故事不詳憶良の作

とも傳へたりといへるのみ。憶良の生誕よしや齊明天皇の六年
 なりとも即持統天皇の紀伊行幸の時三十一歳なりとも此時な
 ほ無位なれば從駕の列にはあるべからず
 因にいふ。續紀大寶元年には山於_△億良とあり和銅七年、靈龜二年、
 養老五年には皆山上_△臣憶良とあれば姓は初山_{ヤ、ウ}於と書きしを出
 仕の後山_ウ上と改めしなるべく億は誤字にてもあるべし
 又いふ。憶良の父祖は所見なし。本集十八卷に
 射水郡驛館之屋柱題著歌一首あさびらきいり江こぐなるか
 ちのおとのつばらつばらに吾家しおもほゆ右一首山上臣作、
 不_レ審_レ名、或云憶良大夫之男、但其正名未_レ詳也
 とあり。續紀に神護景雲二年六月壬辰右京人從五位上山、上臣船
 主等賜_二姓朝臣_一とあるも憶良の子なるべし

(大正六年九月六日脱稿)

くれぐれと
 萬葉集卷五(新考一一九頁)に
 つねしらぬ道の長手をくれぐれといかにかゆかむかりては
 なしに
 同十三卷なる長歌にも
 沖つ浪きよる濱邊をくれぐれと獨ぞわがくる妹が目をほり
 とあり。案ずるにこのクレグレットは杳々といふ漢語の翻譯なり。
 杳々は文選潘岳の寡婦賦に
 時曖々而向昏兮日杳々而西匿
 とあり(此句の出處を故事成語大辭典、詳解漢和字典などには
 誤りて張衡の思立賦とせり)。さればクレグレットは冥ミヤき貌サマなるべ
 きを杳に冥の義の外に遙の義あるより轉じてハルバルトとい
 ふ意に用ひたるなり(大正六年十二月十六日考)

辭のしをり

ア	あしけくもよけくも	一五四頁	あまぢ	一五八頁
	天の下まをす	一三〇	あらしか	一七
	ありのことく	一二六	あをによしくぬち	八
イ	息だにも未休めず	四	いたはし	一二七
	いつくし	一三二	いどのきて	一二九
	いひつてけらく	一三二	います	六
	今のをつゝ	四五	いや彌	六三
	遊仙窟ヲ引ケル	一四一	異体ノ長歌	一五五
ウ	浮島	九八	うけぐつ	一五
	うけくつらけく	一四六	内の限	一四五
	うつくし	一五三	うつてゝ	一四八
		一五四		

うながみ	四四
うめが花	六六
うるはし	三八
おほ之	九
音便	一五六
か添辭	二四
かからはし	一四
かくぞ	一四
かくのみならし	二五
笠沙彌	五八
かた塩	一二五
がてに	一四七八

うは荷うつ	一四七
浦河ニ	八四
うれひ	一二九
おと鳥ニ	六七
意余斯遠波	二九
かがふ	一二八
かく、、かく	二八
かくのみからに	七
かくのみや	一一一
かす湯酒	一二六
勝門比賣	九九
がてぬかも	一一三

かむづまり	一三四
から玉	二三
漢語ノ翻譯	一七四
ききそふ	一二六
來經ゆく	一一一
きりたちわたり	六七
くしみ玉	四四
國のまほら	一六
くれぐれと	一一九
けく	一四六、一五四
けらすや	五五
國司守	一一五
心ゆ思はぬ	四

かむながら	一三三
かりて糎	一一〇
木の山	六〇
きみ第三者ニ	三八
くだつ	七〇
くやしかも	八
けらく	一三三
懸布	一四三
心をむく	六
こせぬかも	五五

ことごとは 一四七
 こほしき 六五
 サ さきて輕ク添ヘタル 六七
 狭^チく 一二八
 さなす 二七
 さやる 一〇一
 一四九
 シ し^チがそれが 一五四
 しづ鞍 二六
 書殿 一〇六
 ス すべもすべなさ 七
 巢をかく 一二九
 セ 瀬 七八
 ソ 帥老 五四

言だま 一三三
 さきはふ 一三三
 さつ弓 二六
 さまよふ呻吟 二九
 しかどあらぬ 二六
 しま庭園 九二
 すら 二七
 相撲部領使 八九
 撰定 三一

タ たがねて 二八
 たちはしり 一三七
 たつの馬^マ 三四
 玉島川 八四
 たもと手もこ 二三
 チ 智可 一三六
 ちりまがふ 六六
 ツ 都久保里 一五六
 つつみなく 一三六
 一五三
 テ 手たづさはり 一五三
 ト と下ノチ省ケル 五七
 とさして 一〇三
 一〇四
 床 一五三

ただ泊^フ 一三六
 たつか杖 二八
 多仁 三四
 玉手さしかへ 二七
 たれ見き 一〇〇
 ちりすぎず 五五
 鎮懐石 四二
 つづしる 一二六
 つま屋 七
 てノ前後ニテ主格ノカハレル例 四四、一三四
 一三五
 と上ノチ省ケル 五八
 ときはなす 三〇
 とどみ 二四